

第十六回 参議院労働委員会会議録 第十四号

(三五二)

昭和二十八年七月十七日(金曜日)午前十一時三十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 栗山 良夫君
理事 井上 清一君
田畑 金光君

委員 伊能 芳雄君
田中 啓一君
宮澤 喜一君
吉野 信次君
堀原 茂嘉君
阿具根 登君
吉田 法晴君
寺本 廣作君
堀 眞琴君
市川 房枝君

国務大臣 小坂善太郎君

政府委員 通商産業省 古池 信三君
通商産業省 中島 征帆君
通商産業省 益事業局長 安井 謙君
労働省 労働局長 中西 実君
労働省 労働局長 磯部 巖君
労働省 労働局長 高戸義太郎君
労働省 労働局長 山崎 五郎君

説明員 労働省 労働局長 山崎 五郎君

参考人

東京大学助教授 磯田 進君
東京大学助教授 沼田稲次郎君
早稲田大学教授 野村 平爾君

○委員長の発言(栗山良夫君) 只今から労働委員会を開会いたします。

本日開会に付する事件は、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(予備審査)、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(予備審査)でございます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○堀原茂嘉君 私はスト規制法案に關しまして若干の質疑を労働大臣にしたいのであります。その前にこれは委員長に私の希望を述べることをお許しを願いたいと思ひます。

私は御承知のように新しくこの委員会に参加したのでありますが、先日のスト規制法案審議に關連いたしました、当委員会で行われました論議を拝聴いたしておつたのでありますが、当時の状況から見まして、こういう状況で果してこの重要な法案の審議に参議院の委員として万全にその職責を果

し得るかどうか、実は非常に憂慮したのであります。幸いに委員長に格段の御配慮でこの審議が軌道に乗つて参りましたことは非常に喜ばしいことで、委員長の御配慮には私感謝申し上げるのであります。ただ併しながら残されております時間もそう多くないのであります。今後この法案の審議に關しまして万が一にも遺憾の点がありますと残念に思ふのでありますから、そういうことのないようにこの上とも一つ御配慮をお願いしたいということを希望いたします。

なお資料をお出しを願ひたいのであります。それは電産関係の争議行為に於いては、電気事業の停電のほかに、概況であります。終戦後しばらく停電が行われ、そのために国民生活の上におきましても大きな脅威と影響を与へましたことは御承知の通りであります。私はストの争議行為による影響を考えます

る上において、ストの争議行為以外の原因に基づく停電の突如というものをこの際検討することがやはり必要と思ふのであります。これは通産省関係の所管かと思ひますけれども、委員長よりその資料の提出方を願ひたいと思ひます。なお私はそれらの点に關して適當な機会に通産大臣の御見解を伺いたいという考へを持っておりますので、あらかじめお含み置きを願ひたいと思ひます。

スト規制法案についての私の質疑は、法律の問題、憲法との関連の問題、労働行政よりの問題等、各般に亘るのであります。本日は主としてこれで行なつたスト、昨年のものを暫らく除きまして、それまでの電産ストの実態の分析、それに対して政府は如何なる見解を持ち、如何なる措置をとつて来られたかということをお伺いしたいと思ふのであります。勿論これはその間政府も変り、責任大臣もお変りになつておられるわけでありましても、労働行政の観点からいへばそういう点は明確になつておることと思ひます。又そうでなければこの法案を提案されることはあるまいと思ふ。それらの点について御説明を一つお願いしたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君) 誠に御尤もな御趣旨でございます。何かの措置を講ぜんとすれば、先ずその原因を究明しなければならぬことは御説の通りであると思ひます。そこで只今御指摘の電気事業並びに石炭鉱業というものは、我が国におきまして最大の基礎産業中の基礎産業ともいふべきものでございまして、この産業中におきまして労働の關係は非常に大規模なものでありまして、且つ全国的な組織に跨つておる強固な基盤を有しておるものでございまして、従つてその間の争議というものは常に長期化の傾向を持つものであります。従つて、御承知のごとく占領下におきましては占領軍の仲介若しくは勧告によつて解決せられたものが多いと考へております。併しながら独立後におきましては、殊に昨年の場合は労働使をめぐり

題、労働行政よりの問題等、各般に亘るのであります。本日は主としてこれで行なつたスト、昨年のものを暫らく除きまして、それまでの電産ストの実態の分析、それに対して政府は如何なる見解を持ち、如何なる措置をとつて来られたかということをお伺いしたいと思ふのであります。勿論これはその間政府も変り、責任大臣もお変りになつておられるわけでありましても、労働行政の観点からいへばそういう点は明確になつておることと思ひます。又そうでなければこの法案を提案されることはあるまいと思ふ。それらの点について御説明を一つお願いしたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君) 誠に御尤もな御趣旨でございます。何かの措置を講ぜんとすれば、先ずその原因を究明しなければならぬことは御説の通りであると思ひます。そこで只今御指摘の電気事業並びに石炭鉱業というものは、我が国におきまして最大の基礎産業中の基礎産業ともいふべきものでございまして、この産業中におきまして労働の關係は非常に大規模なものでありまして、且つ全国的な組織に跨つておる強固な基盤を有しておるものでございまして、従つてその間の争議というものは常に長期化の傾向を持つものであります。従つて、御承知のごとく占領下におきましては占領軍の仲介若しくは勧告によつて解決せられたものが多いと考へております。併しながら独立後におきましては、殊に昨年の場合は労働使をめぐり

確かでありまして。それで私は第一に從來行なわれましてスト、昨年のものを暫らく除きまして、それまでの電産ストの実態の分析、それに対して政府は如何なる見解を持ち、如何なる措置をとつて来られたかということをお伺いしたいと思ふのであります。勿論これはその間政府も変り、責任大臣もお変りになつておられるわけでありましても、労働行政の観点からいへばそういう点は明確になつておることと思ひます。又そうでなければこの法案を提案されることはあるまいと思ふ。それらの点について御説明を一つお願いしたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君) 誠に御尤もな御趣旨でございます。何かの措置を講ぜんとすれば、先ずその原因を究明しなければならぬことは御説の通りであると思ひます。そこで只今御指摘の電気事業並びに石炭鉱業というものは、我が国におきまして最大の基礎産業中の基礎産業ともいふべきものでございまして、この産業中におきまして労働の關係は非常に大規模なものでありまして、且つ全国的な組織に跨つておる強固な基盤を有しておるものでございまして、従つてその間の争議というものは常に長期化の傾向を持つものであります。従つて、御承知のごとく占領下におきましては占領軍の仲介若しくは勧告によつて解決せられたものが多いと考へております。併しながら独立後におきましては、殊に昨年の場合は労働使をめぐり

確かでありまして。それで私は第一に從來行なわれましてスト、昨年のものを暫らく除きまして、それまでの電産ストの実態の分析、それに対して政府は如何なる見解を持ち、如何なる措置をとつて来られたかということをお伺いしたいと思ふのであります。勿論これはその間政府も変り、責任大臣もお変りになつておられるわけでありましても、労働行政の観点からいへばそういう点は明確になつておることと思ひます。又そうでなければこの法案を提案されることはあるまいと思ふ。それらの点について御説明を一つお願いしたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君) 誠に御尤もな御趣旨でございます。何かの措置を講ぜんとすれば、先ずその原因を究明しなければならぬことは御説の通りであると思ひます。そこで只今御指摘の電気事業並びに石炭鉱業というものは、我が国におきまして最大の基礎産業中の基礎産業ともいふべきものでございまして、この産業中におきまして労働の關係は非常に大規模なものでありまして、且つ全国的な組織に跨つておる強固な基盤を有しておるものでございまして、従つてその間の争議というものは常に長期化の傾向を持つものであります。従つて、御承知のごとく占領下におきましては占領軍の仲介若しくは勧告によつて解決せられたものが多いと考へております。併しながら独立後におきましては、殊に昨年の場合は労働使をめぐり

確かでありまして。それで私は第一に從來行なわれましてスト、昨年のものを暫らく除きまして、それまでの電産ストの実態の分析、それに対して政府は如何なる見解を持ち、如何なる措置をとつて来られたかということをお伺いしたいと思ふのであります。勿論これはその間政府も変り、責任大臣もお変りになつておられるわけでありましても、労働行政の観点からいへばそういう点は明確になつておることと思ひます。又そうでなければこの法案を提案されることはあるまいと思ふ。それらの点について御説明を一つお願いしたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君) 誠に御尤もな御趣旨でございます。何かの措置を講ぜんとすれば、先ずその原因を究明しなければならぬことは御説の通りであると思ひます。そこで只今御指摘の電気事業並びに石炭鉱業というものは、我が国におきまして最大の基礎産業中の基礎産業ともいふべきものでございまして、この産業中におきまして労働の關係は非常に大規模なものでありまして、且つ全国的な組織に跨つておる強固な基盤を有しておるものでございまして、従つてその間の争議というものは常に長期化の傾向を持つものであります。従つて、御承知のごとく占領下におきましては占領軍の仲介若しくは勧告によつて解決せられたものが多いと考へております。併しながら独立後におきましては、殊に昨年の場合は労働使をめぐり

常に自主性によるところの問題の解決を強力に主張いたしましたして、第三者の介入というものを排除する傾向にあつたのでございます。昨年の争議につきまして後ほど又申上げたいと存じますけれども、それ以前のことにつきましては、むしろ事務当局から経道を御報告申上げたほうがよろしいと思いますので御了承願います。

○説明員(山崎五郎君) 昭和二十一年
以来の電産争議の概要を申し上げます。

先づ第一に、昭和二十一年九月争議、即ち労働組合発足後間もなく、本格賃金並びに協約の問題で争議に入つたのでありますが、二十一年十月十二日から十二月二十日までサボタージュの争議行為に入つております。なお十月十九日十八時より全国五分間停電に入つております。十月二十三日午前中は主要工場の停電行為がなされております。これに對しまして当時商工大臣星島二郎氏は入江重彦委員長に對して停電ストは勞働法に違反し、電気事業法第三十五条にも抵触し、占領目的をも阻害する虞れがあるとして善処を要望いたしました。十月二十三日東京検査局木内檢事正と鈴木警視總監の連名で、組合に對し五分間停電と重要工場に對する送電停止は勞働法第三十七条並びに電気事業法第三十五条に違反する旨の警告を行なつております。續きまして昭和二十二年の九月争議であります。この争議が又蜿蜒延びまして、昭和二十三年三月十八日、茨城、群馬、新潟の一部に停電が行われております。十九日東京、神奈川に一部停電が行われております。併し両日とも一般家庭に對しては停電は行われておりません。二十一日千葉、群馬、埼

玉、山梨の一部に停電が行われており
ます。

第三に、昭和二十三年七月争議でありますが、これは二十三年六月八日に福島県猪苗代発電所に電源ストが行われ、六月三十日群馬県利根分会岩室班で二時間の電源ストが行われております。なお、七月一日静岡県大井営業所においては短時間の電源スト、同じく七月二日静岡県掛川営業所において短時間の電源ストが行われております。七月末から八月にかけ関東、関西、東北の一部にストライキが行われております。九月二日から同月九日まで傘下組織で電源スト、停電スト、事務スト、野放し送電が行われております。十二月二十一日から二十三日まで京王、帝都西鉄各線に三十分間の停電ストが行われております。なお同日都内大口工場に対して一時間の停電ストが行われております。十二月十三日東京都内大口工場に対して夜間の停電が行われております。なお十五日一時間の停電及び主要官庁に対して停電が行われております。この争議に対しては時の加藤労働大臣は九月十七日中労委に強制調停を請求するに当りまして、停電ストの指令によって全国各地に各種の争議行為の頻発を見るに至つてゐるが、電産のごとき公共性の高い基礎産業においてかような行為に出ることは、組合運動と組合員にとつて不幸な事態を招来するという談話を以て警告を発してあります。

次に昭和二十四年一月争議であります。このときは二十四年二月二十六日より四月三日まで停電スト及び事務ストが行われております。次に昭和二十四年六月の争議であります。これ

は六月十八日事務スト並びに業務ストが行われております。昭和二十四年十月争議におきましては、二十五年の二月二十日より二十三日まで北陸三分会で野放し送電並びに電源スト、停電ストが行われております。三月九日から十六日まででは第一次停電スト、三月十七日から二十日までは第二次停電スト、二十三日から二十五日までは第三次停電スト、二十六日から二十八日まででは第四次停電スト、二十九日に第五次停電ストが行われております。

なお、昭和二十五年八月の争議でありますが、十二月十五日停電スト、十二月十八日、十九日停電ストが行われております。昭和二十五年十一月争議、これは昭和二十六年の二月十八日事務ストが行われております。なお続きまして四月三日に電源スト、四月六日電源スト、四月九日電源ストが行われております。

昭和二十六年の六月争議におきましては九月二十一日には事務スト、十月二十五日には電源スト。次昭和二十六年の七月争議であります。一昨昨年の争議であります。本格賃上げ並びに労働協約の争議であります。十一月十七日電源スト、十一月二十日電源スト、十一月二十四日電源スト、十一月二十六日電源スト、十一月二十八日電源スト、十一月二十九日電源スト、十二月一日電源スト、十二月二日電源ストであります。

以上が昨年の電産争議以前の争議行為の経過概要であります。

○梶原茂嘉君 私は昨年の秋の電気産業に関する争議行為とそれ以前とを區別して分析する必要があるものであります。と申しますのは先ほど大臣も言

われきましたように、従来のストは占領治下という特殊の条件の下に行われたのであり、昨年から冬にかけてのは、日本が独立してからのストであるというところに如何なる相違と又労働行政それ自体がどう変化しつつあるか、どう変化せんと政府は考えておるかというところに一つの問題があらうと思うのです。そういう点の区別を伺いするわけであります。今の御説明によりまして、殆んど毎年電産に関する争議行為が行われておるわけであります。又電源ストも停電ストも行われておるのであります。相当国民生活並びに国民経済に脅威と損害を与えておることは想像にたたくないのであります。今御説明にあつたのであります。が、それらの争議行為において停電と電源ストが、当時の政府は、これは電気事業法でありますか、それから調整法関係の条項から違法であるという解釈をとつて来られたのかどうか、そういうふうに通つたのであります。その通りと承知していいのか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 前のまあ解釈でございしますが、争議というものは労務の不提供であり、従つて不提供の域を越えるスイツチ・オフというものにはこれは違法であるという見解をとつております。他の争議方法に關しましては、これはどうも非常に困つたことだと、これは公益性の強い業種のものであるから困つたことであるということはあつたのでございしますが、これを違法であるということを明確にしたら警告は発したのでございますが、それをはずきり断定したということは法令上はなかつたかと思ひます。ただ昨年の争議というものは極めて大規模で

あり、その争議の経過を通じてこれは違法であるのだという社会通念がそこに成熟したというふうに私どもは考えておる次第であります。

○梶原茂嘉君　私は大臣はしばしば社会通念という言葉を使われるのでありますが、社会通念上非である社会通念上不当であるということを見するのではありませんが、私はその意味はよく了解をいたしておるつもりであります。併しながら今回のこの法案は内容にいたしても、背景にいたしても、非常に複雑な実態があり、又殊に労働争議の方法を規制するというのでありますから、その上におきます何といひますか、労働争議のまあ技術といひますか、それにも関連があるのであります。一面非常に厳正な法律論も憲法に關連してあるわけであります。従いまして単純に社会通念ということで律するわけに行かない面が多々ありはしないかという感じが非常にするのであります。殊に仰せになりましたように規模如何によつて社会通念が變る、これもあり得ると思ひます。又時間の経過によつて社会通念が變る場合もこれは勿論あるわけであります。併し電産争議は過去ずっと連続して參つておるのであります。昨年の争議の規模が大きかつた、それで何と申しますか、社会通念が變るということも私には実は合点が行かないのであります。大臣の社会通念のお考え方を私といたしましては十分理解する必要を私は感じておるのでありますが、御承知のように、電氣産業のような基幹的な産業についてはそれ自体争議を認めない、争議を認めることがよろしくないというのが一つの社会通念として

私はあるのじやないか、むしろそのほうが社会通念であつて、そのうちの一部はこれはよろしい、一部はこれは社会通念上いかな、そういうふうな區別して観念せられるべきものではなからうかと思ふのでありますが、これは他の公益事業と関連いたしまして後刻又お伺いする機会があるかと思ひます。それから時間の関係もありまして、残念であります。昨年の秋から冬に行われました電気産業の争議の実態の分析、特に労働組合側の動きに対する政府としての見解、経営者側の措置等に関する分析、それと政府自体のあの大規模の争議に対してとりになつた施策及び具体的措置について御説明を煩わしいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 社会通念の問題につきましては非常に妥当な御意見を承りましたのでございますが、今この労働法は御承知のごとく終戦以来の立法でございますが、その間に

おきましてその解釈上、非常に労働争議の性質と申しますか、そういう面に關係する部門が多いのでございまして、その間の解釈等につきまして先ほどもちよつと触れたのでございまして、只今争議中の賃金支払であるとか、或いは専従者の給与の支払であるとか、そうしたような問題に關係いたしまして、昭和二十四年に労働組合法を改正してはつきり組合法第二条の二号にそうした趣旨のことを取入れまするまでには、政府といたしましてもその間に、例えば争議中の賃金をどうするとか、組合専従者の給与を会社側が支払つておつたような場合におきまして、これを或る程度違法であるからどうしなければいかんというよう

なことの措置をとつたことではないのでありまして、停電につきましてもそうした事実があつたことを認めなければならぬかと思ふのであります。やはり占領下におきましては常に司令部當局がいろいろ指示を出し勸奨を与へましたので、とにかく争議が終結すればいいというふうな考え方に全体がなすんでおつたというふうな傾向があつたといふことは否めないかと思ふのでございます。只今御指摘の昨年の争議について見ますと、なお詳しく説明員のほうから申上げることになります。ケット・バスケット方式によるところの賃金の倍額要求、坑内におきまして一方当り当時五百五十円にございまして、たのを千六百四十円にする、坑外一方当り当時三百四十円にございまして、五

百六十円にするという要求を提出いたしましたのでございまして、これに對して経営者側は現行賃金據置で標準作業量の切下げを回答いたしまして、この間に非常に大きな懸隔がございまして、交渉過程におきましては労使とも最終段階までその主張を曲げなかつたのでございまして、こうした両者の主張は、当時我が国の経済事情から見て妥当なものであつたかどうかは問題があるうかと考えるのでございまして。而も第三者の斡旋調停といふものを避けまして、飽くまでそれらの交渉による実力による解決を考えたのでございまして。電産におきましても、組合はマ・バ方式によりますところの五六%の賃金値上げを要求いたしましたのでございまして。当時一万二千八百円を、要求として二万五千五百円にございまして、それに対して経営者側は全

面的に拒否をいたしました、両者は真向から対立をいたしましたのでございまして。交渉の決裂によりまして中労委に調停を申請したのであります。が、相当長期間に亘ります労使代表委員を含む三者構成の調停委員会の慎重なる審議の結果提案されました調停案を労使双方とも拒否いたしました。その後、経営者側は各社間の経営の内容の相違を理由にいたしまして個別交渉を主張し、一方組合側におきましては統一交渉を極力主張いたしました。交渉方式につきましても意見が対立いたしましたのであります。後半におきまして中山中労委会長の斡旋案を経営者側は受諾をいたし、組合側は拒否するといふ態度をとりまして、解決まで迂回曲折を経たのでございまして。両争議ともこれは直接の原因は労使間の賃金或いはその交渉方式というふうなものが主体でございまして、経済問題についての争議でございまして。

なお詳しい経過につきましては、山崎説明員から申上げます。

私今ノルマの切下げと言つたのです

が、切上げの意味でございまして、訂正いたします。

○説明員(山崎五郎君) 電産の争議経過概要を申し上げます。

先ず要求提出までの経過であります。要求提出までの電産の賃金は一万二千四百円、先ほど申上げました二十六年の争議によりまして二十六十二年四月に妥結した額であります。それから労働協約の問題が昨年三月二十八日改訂申入れがなされております。第二に、組合側の要求概要であります。組合側の要求は基準賃金二万五千五百円、当時一万二千四百円の賃金が

一万二千八百円に移行しております。一万二千八百円に對する五六%の賃金要求が出されたのであります。第二に十七歳最低賃金八千円、これを本年四月以降、即ち昨年四月以降実施の方の要求がなされたのであります。なお労働協約におきましては、労働組合側におきましては、完全ユニオン制の採用、人事等に関する協約款の明確化、非組合員の範囲の組合による決定、休暇に関する待遇条件の引上げでありまして、これに對する会社側の態度であります。賃金に對しては全面的に拒否であります。協約に關してはオープン・シヨップ制の採用、争議行為の予告事項の新設、更に争議不参加者事項の新設、労働条件に関する協定の改訂整備による労働条件の合理化、等が会社側の主張点でありました。団体交渉であります。賃金に關しては四月十四日要求書を提出いたしました。五月十五日まで五回に亘り団体交渉が持たれております。協約に關しては四月一日から五月十日まで八回に亘り団体交渉を持つておるのであります。いづれも了解点に達し得ず、調停の段階に進んだのであります。

次に調停委員会でありまして、労働組合側は五月十六日賃金に關し、五月十三日労働協約に關し、中労委は、協約に關し、申請いたしました。中労委は、協約に關しては細川、藤林両公益委員、前田、水津経営者側委員、藤田、長牛両労働者側委員、賃金に關しては中山会長、中島公益委員、前田、別所経営者側委員、太田、藤田労働者側委員を以て調停委員会が構成されました。その間電産は第七回定期大会を持ちまして、協約並

びに賃金に關するスト権の確立をしております。次に調停案であります。九月六日基準賃金に關しては一万五千四百円、即ち一九%アップの賃金の調停案が提示されました。なお生活保障給と能率給との比率を六〇対四〇とすること、職階制については両者更に協議決定すること、労働条件の不合理なる点については両者協議の上是正すること、新賃金の実施は十月以降とすること、経理の実情から右賃金の実施が事実上困難なる会社については別途協議すること、この調停案の全文におきまして、中山会長は、電産賃金問題に對して困難である二つの点を提示しております。協約につきましては七月二十二日、現行労働協約が過去二回、即ち二十六年度の一月、十月との二回に亘つて中労委の調停斡旋にかつたものであるからこれを尊重すること、問題点については必ずしも改訂を要せず、適切な運用によつて解決されるところの基本的態度に立つて大部分現行労働協約通りにすべきである旨の協約調停案が提示されたのであります。

これに對して調停案をめぐる労使の動きであります。電産は九月十日、組合の要求とはほど遠いものであるといたしまして、本賃金の調停案を拒否しております。同時に労働協約案をも拒否しております。経営者側は九月二十日労働協約案を拒否、九月二十六日賃金案を拒否しております。その間九月十一日団体交渉をやられたのであります。が、決裂になりまして、電産は九月二十四日第一波の電産ストの指令を発しております。

次に調停案拒否後の労使の動向であります。十月十八日経営者側は、今後の交渉は中央統一交渉によらず、各電力会社と電産各地方本部との間の各社別交渉を申入れた。これに對して電産はこれに反對し、労使間の対立がここに激化したのであります。十月二十七日、経営者は電産本部に各社長が訪ね、地方交渉を申入れたのであります。電産はこれを拒否してあります。なお二十八日、経営者側は再びこの交渉方式に対する申入れがなされておりますが、組合側は中央交渉なりと二十九日交渉に一旦入ったのであります。この基本的な対立のために決裂してあります。

次に中山会長の第一次斡旋案であります。労使の対立による行き詰りを打開すべく、十月二十三日労使双方を招き事情の聴取に入っております。十月二十九日、十月三十一日調停案の再検討を勧告しております。十一月四日労使を招き、調停案を再検討して斡旋に際するよう促したのであります。組合側は統一交渉、統一賃金が解決の途である、調停案を基礎に解決を考へるという中山勧告は、調停案をそのまま呑めということではないと中山会長の説明があるので、組合としては調停案によつて交渉に際する用意がある、但し調停案では否めない、情勢によつては解決のため具体案の提出準備がある、労働協約も一体となつており、退職金の問題も同時に解決したいと申述べております。経営者側は個別交渉、個別賃金を主張して譲らないのであります。十一月十一日、十二日経営者、組合を重ねて呼び勧告をしており、労働大臣は事態を重視いたしました。

て、十一月十三日、労使それぞれ早期争議解決のため自主的交渉の至急開始を要請いたしました。且つ中労委会長の斡旋を受けるよう要望したのであります。組合側は十一月四日の条件の下に斡旋が行われるものとしてこれに應ずる旨の回答がなされたのであります。経営者側は十四日、斡旋中争議の中断或いは事業経営の合理化、労働条件の合理化等の条件をつけて受諾してあります。十一月十五日斡旋が開始されたのであります。経営者側は統一賃金は承服できない、労働条件の合理化の必要なることを述べてあります。組合側は労働条件は現行通り、調停案の統一賃金を基礎とすること等が主に主張されたのであります。なおこの際具体案を中山会長に提示したのであります。即ち基準賃金を一万六千二百円に下げる案を提示したのであります。

中山会長は経営者側に対して統一賃金、組合側に対して労働条件に譲歩を強く要望したのであります。特に斡旋の過程においてストを行うことについて自衛を要望いたしました。組合側は実施中の四十時間電源ストの中止指令が同日出されております。十九日から斡旋が難航しまして、労使依然として深い対立を見せております。そこで中山会長は労使の個別の説得にかつたのであります。十一月二十日から二十四日に至る間斡旋が続けられまして、労使の意見の調整に当つたのであります。二十六日斡旋案を提示する段階に至つたのであります。斡旋案は一万五千四百円、調停案通り、北海道、北陸、中国、九州につきましては原資に期末手当或いは臨時給与の特例の問題がついておりまして、四国について

は別途協議の条件が附加されております。なお一週間の平均労働時間四十二時間を一月一日以降実施する条件がついております。なお十月以降の退職金の計算基礎は新賃金の九〇％で計算すること、労働協約は調停案の通り、有効期間は六月とするのおおむね右のような斡旋案が提示されたのであります。組合側は同日開催中の執行委員会の決議により受諾できない旨の回答がなされました。労働大臣は二十八日労使をそれぞれ招きまして、事態の速かなる解決を要望いたしました。経営者側は同二十八日受諾の回答を出されてあります。勿論若干の希望がされて

ありますが、組合側はスト態勢の強化が進められました。十二月二日、三日の四十時間ストに引き続き、十五日まで三百三十二時間、二〇％減の電源ストが実施されました。十二月十二日地方代表者会議が開催されてあります。同日、十七日以降無期限電源職場放棄、十八日以降変電所、開閉所のストライキ、二十日以降給電所、給電指令所の職場放棄の指令が出されました。労働大臣は三度労使双方を招致しまして事情を聴取すると共に、早期解決を要望いたしました。組合側は十三日事業連合会にスト通告と共に団体交渉の再開を申入れしておりますが、十四日電力会社は社長会議を開催して、関西、中部は目下地方交渉に任じており、東電等の会社は斡旋案を受諾することのみが解決であるという回答がなされてあります。一方東電労働組合は、中央労働委員会の調停案一万五千八百四十二円を拒否して交渉中であつたのであります。

ですが、十二月八日一万五千八百四十二円の調停案通り、或いは四十二時間制の実施は協約の問題として協議する等のことで妥結を見ております。電産本部の意向にかかわらず、関西電力は十二月十五日基準賃金一万六千八百円、配分は調停案通り、四十二時間制は四月一日実施で、期末手当等も併せてここで妥結を見ております。一方十月下旬から電産本部に対して反対して第二組合を結成しておつた中部電力労働組合は、十六日一万五千四百円、配分は調停案通りによつて妥結を見てあります。なお関東地方は十二月十八日地方交渉によつて解決を見てあります。そこで十二月十六日中山中労委会長は労使を招致しまして斡旋の意向を示し、会社側は斡旋案受諾以外に途なく地方交渉が進展しておるといつて解決に余り熱がなかつたのであります。組合側は十六日夜から十七日にかけて常任委員会を開きまして検討いたしました。中山会長に斡旋を要請いたしました。

十七日夜から斡旋が開始されました。十八日早朝組合側の受諾を見て、夕刻会社側の受諾を見たのであります。同日午後九時十五分スト中止の指令が発せられて、争議が解決いたしましたのであります。

なおストライキの実施状況であります。九月十六日から十月四日まで時間外、当宿直、管内外出拒否、但し出張拒否はその後と継続されてあります。九月二十四日以降本支店増資業務拒否、十月七日及び十一日、当宿直、時間外拒否に入っております。

なお事務系職場放棄は、十月三日一時間事務系職場、十月十八日二時間本

支店全員、十一月一日から十一月二十一日まで重点職場、十一月二十四日から十一月二十七日まで重点職場、十一月二十七日から十二月三日まで全職場、十二月四日以降重点職場の事務系の職場放棄が行われてあります。

次に電源ストであります。九月二十四日第一波六時間の電源ストが行われ、十月三日八時間の電源スト、十月七日八時間の電源スト、十月十一日四時間の電源スト、十月十五日八時間の電源スト、十月二十一日八時間の電源スト、十月二十八日八時間の電源スト、十月二十九日八時間の電源スト、十一月六日八時間の電源スト、十一月十三日八時間の電源スト、十一月十九日八時間の電源ストが行われたのであります。先ほど申したように中止指令が出まして、実際は五時間半の電源ストが行われました。十二月二日、三日、第十二波スト、以後十二月十七日まで三百三十二時間の継続電源ストが行われてあります。

なお停電ストにおきましては、十一月七日九時から十二時まで停電スト、十一月十二日十時から十四時まで四時間停電スト、十一月十七日十時から十四時まで四時間停電スト、十一月十八日十時から十四時まで四時間停電スト、十一月二十一日十時から十四時まで四時間停電スト、十一月二十二日十時から十四時まで四時間停電ストが行われてあります。

以上電産の争議経過の概要と争議行為の概要を申し上げました。

○梶原茂雄君 只今の御説明で只今までの電産争議の、何と申しますか、表面的経過、これは明瞭にわかるわけ

受許報告を行なつたのでございます。

感じを禁じ得ないのであります。記憶

存在するといふことになつており

るわけではありませんけれども、今回

いうことだけでは、これは憲法に保障

されておる争議権というものをそれで制約するといふわけには行かない。社会通念上妥当でなくとも、結局はこういうふうな不当行為がたゞさんあるのであります。当時電源ストについての政府の態度、これがはつきり労働争議として法に触れる、或いは触れないという点についての政府の態度は極めて不明確であつたように私は思われるのであります。新聞によりますと、労働争議が漸次深刻の様相を帯びて参りました十月の末日頃に、法律解釈の問題といふ点で、違法、適法の点について関係省の間で協議が行われたけれども、結論は得なかつたというふうな記事もあつたのであります。その事実があつたかどうか、それは私は知りませんが、とにかく政府としてはつきりした態度でなかつたことだけは事実のように私は思われるのであります。そういう点が一面において昨年の労働争議をやや混乱の状況に結果において追い込んで、国民生活なり国民経済に非常な影響を及ぼしたという面も私はあるかと思つてあります。従ひまして労働争議行為の規制を考へる場合においてもそういう実態を相当検討して私は立案するべきであつたろうと思つてあります。特に占領中の何と申しますか、占領政策から来る労働行政、独立後の日本としての独自の労働行政、その出発点なんです。言い換へますと一つの私はプランクがあつたのじやないかと思つてあります。又當時は勿論政策がありまして、内閣としてすらに責めることは無理な状況にあつたと私は思ふ。又電気事業それ自体を守る法令も一時効力を失なつてゐる。それに代るものもまだ出て来ないという

ふうな一つの枠があつた。そういうふうな社会的又政治的の特殊の時代における大きな一つの現象なんです。その現象をつかまえて直ちに社会通念と申しますか、或いは国民感情と申しますか、それによつて律するといふところ、いや私は、その労働行政としての慎重性に欠ける嫌ひがありはしないか、かように感ずるのであります。これは別に御答弁は要らないのであります。いま一点恐れ入りますけれども、僅かな時間ですが、これは課長からおついでで結構であります。昨年の電力の労働争議に関連して相当私はこの湯水関係の停電もあつたのじやないか、一般国民に与へる影響なり感ずるは、それを区別して判断はしておらない。そういう点についての若しデータがありましてしたら、簡単に結構でありますから一つ……

○政府委員(中島征帆君) 只今の御質問であります。昨年の九月までは大体平水以上の出水率でありましたが、十月から十一月、十二月と、次第に水が減りまして、四％から八％ぐらいの減水になつております。従つて仮にストがありましても、この面からの停電は一部では免がれない地区もあつたかと思つてありますが、その点は交錯いたしておりますので、どういふふうにやつておりますか何かははつきりいたしております。

○田畑金光君 提原委員の御質問は非常に重大な問題に触れて先ほど来質疑が交わされてゐるわけでありまして。提原委員のお話にも、更に一歩掘り下げた点についての質問はこの次の機会に譲るといふようなお話しもありまして、我々としても只今の質疑について

は十分な関心を持つて承わつていたわけでありまして。ただもうすでに午後一時にならんとおるのであります。昨日の委員長及び理事打合せにおきましては、本日午後一時から労働情勢一般に関する調査として、ビケットの正当性の限界に関する件に關し各大学の教授等呼んで御意見を承へることになつてゐるのであります。従ひまして午前中の会議はこれで打切つて頂きまして、提原委員の質問は次回に更に継続して頂くことにいたしまして、午後の会議に時間が間に合うように一つ処理して頂きたいと思つております。

○委員長(栗山良夫君) 提原君、それよろしくございませうか。……(議事進行)と呼ぶ者あり。ちよつと待つて下さい。今提原君の了解を得ましたから、提原君は次回に今の質問を引續いてやる、こういうこととございませうからさう御了承を願ひます。

それから今の発言の中で、これは通産省のほうから御答弁を願つておかなければいかんと思つてますが、資料の要求がございました。これは資料の要求はありましたが、それを出すか出さないのか、ちよつと返事をして下さい。

○政府委員(中島征帆君) これは大分前の実情でございまして、できるだけ手配をいたしまして資料を作りたいと思つてますが、或いはその数字等につきまして完全な希望通りのものが集まるかどうか、確約をいたしかねるのでございますが、この次の委員会にできるだけのものを集めて提出いたしたいと思つております。

○委員長(栗山良夫君) 質問通告者はまだ残つておりますけれども、次回に譲りまして、午後二時まで休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後二時四十八分開会

○委員長(栗山良夫君) 休憩前に引續き会議を開きます。

会議の案件は労働情勢一般に関する調査のうち、ビケットの正当性の限界に關する件でございまして、過ぐる六月二十五日、地方行政、労働連合委員会を以ちまして、日産化学株式会社鏡工場における労働争議に對しての警察の介入事件について参考人より聴取して現地の事情を調査いたしましたのでございまして。その結果労働争議の場合におけるビケット・ラインの法律的な正当性の限界がそれ／＼解釈がまち／＼でありまして、そのために徒らに争議を激しくする傾向にあるやに見られますので、当委員会といたしましては、この正当性の限界について法律的な見解を明かにしたいと考へまして、本日参考人の方々のおいでを願ひまして御意見を聴取することにいたしましたのでございまして。

本日参考人としてお願いいたしましたのは早稲田大学教授野村平爾君、東京都立大学教授沼田福次郎君、東京大学助教授磯田進君でございます。只今から参考人の御意見を伺ひたいと思つております。東京大学助教授磯田進君の御意見をお願いいたします。

○参考人(磯田進君) 実は非常に急に今日出て来いというお知らせを受けましたので、問題点がどういふところにあるかよく知らないで取りあへず出て来たといふような次第でございまして、当面問題になつております日産鏡工場の事件といふものにつきましては、

私残念ながらその事実をよく知りませんので、只今資料を頂いて拝見にかかりました。まだざつとも目を通すので、私の申し上げることはビケットの限界という問題につきましての極く一般的なお話を申し上げることが主にならうかと思つてますが、その点は御了承願ひたいと思つてます。なおあとで具体的な問題について御質問頂きますたら、できるだけ考へて私の意見をお答えしたいと思つてます。

第一点、争議権の本質という問題であります。私は争議権、特にストライキ権として考へますと、ストライキ権というのは本来労働者の権利に属するものであつて、本来正当な行為なのである、そういうふうな考へておられます。併しこれについては學者の間には違つた考へ方もあると思つておられます。特に刑事責任の問題は別といたしまして、民事責任の問題について申上げますと、こういう考へ方がございまして。即ちストライキは本来は債務不履行である。通常債務不履行であるが、それが特別に憲法或いは労働法によつて免責されるのだ、債務不履行であるのだから免責されるのだという考へ方が一方にあると思つてますが、私はこの考へ方には従はなないのであります。従つて、本来債務不履行である、或いはもつと端的に言えば本来違法行為であるが、併し免責されるのだという考へ方は、アメリカの労働法の労説の上ではジャスティス・イクエーション・セオリーといふふうな名前が呼ばれておる考へ方であると思つてゐるんですが、アメリカの労働法の思想の中に、ストライキ権の本質といふことについて只今申

しましたジャスティファイケーション・セオリーというのと、シビル・ライト・セオリーというふうな二つの大きな潮流があるというふうな承知しております。シビル・ライト・セオリーというのは文字通り人権で、シビル・ライトというのは日本の憲法などの用語に従えば人権という言葉であると思えます。シビルと申しますけれども、これは民法上の意味ではないと私は理解いたしますが、人権である。例えば出版の自由であるとか言論の自由であるとか結社の自由であるとか等々と同じような平面上に列ぶ一箇のシビル・ライトである。ストライキ権はそういう考え方であるというのが一方にあり、これに対してジャスティファイケーション・セオリーというものは、本来はそういうふうな権利に属する行為でない、本来違法な或いは不当な、少くとも債務不履行を構成する行為なのだが、それが特定のジャスティファイケーションがある場合に限りて免責されるのだ、こういう考え方だと思っております。つまり特定のストライキを制約する理由がある場合に限りて債務不履行を構成しない、損害賠償責任がないと、こういうふうな免責して行く、こういう考え方であると思っておりますが、私はそういうジャスティファイケーション・セオリー、或いはそれと同じ基本線に立つと考えられる本来債務不履行であるのだから免責される、そういう考え方はとりません。私は本来正当な行為であつて、債務不履行を構成するものではないのだという考え方をとるものでございませう。

縮でございますけれども、この点だけ少し専門的なことを言わせてもらいますと、労働契約によつては、つまり個別的な労働契約によつては刑事制裁はもとよりとして、民事的な制裁を以てしても強制されるようなそういう労働義務は労働者に課することはできないのだという、こういうところから出て来ると思ふのです。つまり私が使用者でありまして、一個の労働者を連れて来て一対一の関係で取り結ぶいわゆる労働契約、労働協約に対して労働契約というように承知してあります。一対一の関係で結ばば、資本家対労働者という、巨大な経済的或いは社会的な力関係の相違からいたしまして、労働者側が如何に自分に不利な条件であつても呑まざるを得ない。又そこでその際例えは向う一年間これだけの賃金で働け、その間ストライキをやつてはいかん、若しストライキをやれば損害賠償を取る、こういう契約を一つでこれにはんこをつくとすれば、労働者としてはやらざるを得ない。そういう巨大な、いわゆるこれはアメリカのほうではバーゲン・パワーと申しておりますが、労働契約というものは労働力を売る買うという一つの契約であつて、取引、バーゲンをやるわけでありまして、そのバーゲンする場合の売手と買手の側、即ち労働者と使用者の側との間に力が非常な開きを示しておる。そういう非常な懸隔のある力関係において取極められた契約、その契約に対して拘束力を認めるということは、労働者にとつて公正ではない。そういうことは今日の法律思想からは是認されないといふところから、そも／＼民法的な原理と區別される意味での労働法的な原理と

いうものが出て来るのだ。こう思ふのでありまして、従つて先ほど申しましたように一対一の個別的な労働契約で以て労働義務を課しておる、仮にそれを労働義務と呼んでもいいのであります。それが違反して例えは先ほどの例で言へば、向う一年間これだけの賃金で働きます、ストライキはやりませんと言つたのににもかかわらず、その一年内に現実に賃上げを要求してストライキをやつた、こういうことがありまして、これに対して刑事的な制裁は勿論民事的な制裁を以て臨むことはできないのだ。拘束的な義務を労働者に課するのは必ず労働契約にあらずして協約というふうな形式をとらなければならぬのだ、それが今日の労働法の建前である。こう私は理解するのであります。労働協約でストライキをいたしませんというのをきめている場合はそれは勿論別であります。協約にそういう規定のない場合には、ストライキをやるということは本来債務不履行を構成するものではないのだという、こういう考え方でありまして、アメリカ的に言へばジャスティファイケーション・セオリーに従わないでシビル・ライト・セオリーに従うということであります。これはアメリカと違つてストライキ権に対して憲法上の保障があるところの日本においてはそういう考え方が自然ではないか、憲法で争議権が保障されておる。ところがその憲法の保障という意味を、本来違法な行為なんだけれども特別に免責してやるのだと、こういう意味に読むことは私は自然ではない、憲法の建前からいつておかしい。アメリカには御承知のようにストライキ権に対する憲法

上の保障というものはないのであります。それからアメリカの場合と日本の場合とではそれだけストライキ権という法律上の評価の重みというものが違つてゐるのだと思ふのです。こう考へるわけでありませう。

そこで今申しましたことが争議権の本質、ストライキ権というものの一番基本的な、いわば本質的といひます。中核だと思ふのであります。併しながら以上申しましただけではいまいち自由であつて、必ずしも権利とはいへないかも知れない。併しながらそういうストライキをやるということ、そのことによつて労働者は生存権、憲法に保障された健康にして文化的な生活を営むと、こういう生存権、それを担保にしておる。逆に言えば労働者に就いてストライキができれば憲法上の生存権を自分で現実に享受するといふ保障がないこととなるのであります。それから、そういう意味を持つものとして、ストライキをやることは単なる自由といふふうにとどまらず権利、いわゆるそれに対する侵害から保障される、侵害を受けないように国法上守つてもらへるという、そういう権利としての性格を持つことになるのだ、ストライキ権というのは法律上そういうものとして考へられなければならないのだ、こう思ひます。

そのことからしまして第二の問題点であります。ピケット権とは如何なるものか、ストライキ権というもののに於いて以上のように考へますので、そこでそのようなものとしてのストライキ権というものが有名無実には歸しない、法律上おれはストライキ権は持つておるが、現実にはストライキをやれないのだ、やつたつて必ず負けるのだ、こういうことにならないように、ストライキ権というものが有名無実には歸しないようにするためにピケット権といふものが当然認められて来るべきを得ない。ストライキ権が有名無実に歸するといふことは、特にストライキをやつた場合に使用者側でスキヤップを、ストライキ破りを入れて参ります。スキヤップの充用、スキヤップを入れて使う、スキヤップを充用することによつて極めて簡単にストライキが打ち破られ得るものだといひます。それはそれで以てストライキ権といふものは法律上あるのだと言つても現実には存しない。ストライキをやれば必ず負ける、こういうことになるわけでありませう。そこで権利としての性格を持つストライキ権、それがそこにそういう有名無実であつてはならないといふところから、一旦ストライキに入つた労働者は無抵抗でストライキを破られない、スキヤップに対してストライキそのものを防衛するといふ何かの権利を当然認められる必要がある。それはストライキといふことは極く狭い意味に解釈いたしますと、自己の労働力を売らないといふことであり、いわゆる労務提供の拒否といふことであります。それだけのことが出来るというならば別に事々しく憲法の保障を持ち出す必要もないわけでありませう。おれは労働力を売らないのだ、働かないのだと言つて使用者のほうでは当然お前が働かないのならほかの働く人間を連れて来るというのでスキヤップを連れて来る。スキヤップがストライキ破りに入らうとする場合に手を拱いて見ていなければならぬ。

それ以上何もスキヤップの操業を阻止すること何とでもできないのだというこ
とになれば、ストライキをやれば必ず
負けるということになる。従つてスト
ライキ権が認められるということは、
本来の意味の労働提供の拒否という狭
い意味のストライキ・ブラス・アルフ
アがそこに認められるということにな
るのは当然であつて、そこで問題はそ
のブラス・アルファ、いわゆる通常プ
ケット、或いはビケット権と称せられ
るものの範囲はどのくらいか、限界は
どのくらいかと、こういうことが問題
になつて来ると存じます。

三、ビケットとは如何なることか、
私は余り時間を取るのも何だと思いま
すので三については省略いたします。
若しあとで私にお尋ねがあればお答え
いたしたいと思つておりますが、そ
こで四、五、六、いわゆるビケットの
正当性の限界如何、こういう問題なの
であります。私はこの点につきまして
は、ビケットの正当性の限界という問
題は権利と権利との衝突の問題と考
えることになるのだと、そういうふう
に理解いたします。即ち一方ではスト
ライキ権の保障を得る労働者が狭い
意味のストライキをやる、即ち労働提
供拒否ということ、これを成功せしめ
る、それによつて自己の生存権を守
る。そのためにストライキを防御する
権利を持つてゐる。これは先ほど申し
た通りでありまして、ところがそれに
対して使用者の側では労働者がスト
ライキに入つたからといつてすぐに手
挙げなければならぬといふことは勿論
ないのであつて、だから代替労働力
を買入れて、いわゆるスキヤップを充
用してこれに以てストライキに對して

抗を圖る、ストライキを打ち破ること
を試みる。こういう代替労働力の充用
によつてストライキにもかかわらず生
産を再開する。工場なら工場を運転す
る、そういう仕事を、一旦ストツプし
た操業を開く、再開するといふ権利を
持つてゐる。端的に言へば所有権の作
用でありまして、それが労働者側、使
用者側それぞれ、権利を行使するわけ
で、権利と権利との衝突といふ問題に
なるのであります。そこで適切な均
衡点といふものをどこに認めるべきか
と、こういう問題になつて来ると私は
理解いたしております。學者の中に
はビケット権の限界を考える場合に、
労働組合が労働力に対するコントロー
ルを持つたのだ、ストライキといふもの
はそういうことなのだ、従つてそうい
う労働組合が労働者に対して行使し得
る労働力のコントロールの権利、統制
支配の権利、このことによつてビケッ
トの正当性の限界を考えようとする考
え方がありますけれども、私はその説に
は従いません。それよりもつと広い
ものののだ、そういうコントロールと
いう考え方は、結局は先ほど申しまし
たジャスティファイケーション・セオ
リーの考え方である。本来ストライキ
は債務不履行であるが、特定の場合に
は免責されるという、こういう考え方
に導つて来るものではなからうかと私
は考えますので、そこで以上申しまし
たように権利と権利との衝突の問題、従
つてそこに適切な均衡点を設定する、
こういう問題として理解いたしたいと
思ひます。

そこでビケットが明らかに正当であ
る場合、これはいわゆる平穩なビケッ
ティングと言われるもの、單に説得だ
けによつてスキヤップの就業を阻止し
ようといふことであつて、これは勿論
アメリカにおいても問題なく正当とさ
れております。例えば話かけるとか或
いはビラを渡す、或いはプラカードを
持つて、ストライキ中だからストライ
キを破るなど、こういうプラカードを
持つてその辺を遊ばせる。ラウド・ス
ピーカーを使つてスキヤップに對して
そういう放送をする。これは言うまで
もなく正当であつて、これはアメリカ
の場合であれば言論の自由の問題、言
論及び表現の自由の問題である、こ
う説明されております。日本の場合であ
れば説得、それから示威、いわゆるデ
モンストレーション、示威といふ言葉
で示すので、明らかに正当であるとい
ふ場合ここに含まれると思ひます。示
威といふのは、例えばスクラムを組ん
で組合旗を押し立ててインスターを歌う
といふような、こういう形でいわゆ
るデモンストレーションをやるとい
うことです。これは明らかに正当である
場合に入ります。

その次に五と六という問題、一番デ
リケートな問題であります。物理的
な力によつてスキヤップの就業を阻止
するといふこと、このことを常に正当
であると、こう解釈することは使用者
側にとつて不公平になるだらうと思
はれます。物理的な力と申しま
すのは、例えば説得も示威も効果がなく
て、スキヤップがそれにもかかわら
ず、おれはどうしても向うで働くの
だと、こう言つて入つて来る場合にこれ
を胴上げして放り出した、例えばそう
いうことです。或いはスクラムを組ん
でいる、そこを通してくれと、こう言
つてスキヤップが入つて来る場合に、

どうしても今日おれは働くのだと言
つて入つて来るのにスクラムを頭とし
て解かないといふ場合、要するにいわ
ゆる物理的な力、その行使によつてス
キヤップの侵入を阻止する、そういう
ことを常にそこまでやつてよいのだと
いうことは、私は使用者にとつて、言
葉を換えれば所有権にとつて不正な
法律解釈になるだらうと思つてゐる
のであります。そう解釈するならば、
一旦労働者がストライキに入ればスト
ライキの続く間使用者の側としては代
替労働力を入れて生産を再開するとい
ふことは事実上断念しなければなら
ない。スキヤップを入れたら見てもそこ
で物理的な力の行使によつて阻止され
る。それを阻止するといふことが適法
に許される、こういうことであれば、
事実上スキヤップといふ者は入れない
といふことになると思ひますから、今
の資本主義構成の建前からいつて、そ
こまでのストライキ権の保護といふこ
とを認めるのはこれは法律全体の建前
からして許され得ないだらうと考えま
す。併しながらそれならばビケット権
の限界は説得、示威だけかと申しま
す。私はそれだけに限る、いわゆる平
穩なビケッティングだけに限るとい
ふことも、これは今度は労働者側にと
つて不公平になるだらうと考えるので
あります。よく引合ひに出されるのはア
メリカの場合であります。アメリカ
の場合には、私どもの見聞してありま
すところでは、裁判所の判例なんかは
大体において平穩なビケッティング
といふゆるビスフル・ビケッティング
といふだけ許容しておる。物理的な
力の行使によるビケッティングとい
うことは通常違法としておる。こ

くということに対してはさほどの後め
たさといふか、良心の抵抗といひ
ますか、そういうようなことを一般に
労働者は感じないでストライキ破りを
やるだろうと、こういうふうな考えら
れる。この点はアメリカの場合と違ふ
一つの点だろふと思ふのであります。
それから又他の点としましては、スキ
ヤツが就業するかどうか、スキヤツ
がストライキ破りのために操業する
かどうかといふことをスキヤツ自身
の自由意思によつて決定するかどうか
といふ、その点がアメリカの場合と日
本の場合とは非常に違ふだらうと思
ふのであります。日本の場合には日産
鏡工場の場合にも何か組合側の資料に
よると、そういうことが指摘されてお
るようでありますが、そうでなくても
一般に暴力団がストライキ破りに使わ
れるといふケースがしばしばございま
すが、例えば暴力団或いは何々組人夫
といふたような者がストライキ破りに
使われるといふ場合であれば、これは
親分の命令一何でもやると。極端に言
へば刑務所に入ることを何とも思わ
ん、人殺しでもすると、そういう心
境にある。そういうスキヤツであれ
ば、平穩のビケツティングによつて、
幾らこはストライキ中だから諸君は
ストライキ破りをやめて帰つてくれと
訴えかけても、いわゆる言論、表現の
自由の行使としての如何なる説得をや
つても、これは初めから無効であるこ
とはわかつてゐる。そういうスキヤツ
は、特定の親分なら親分という者に
対する身分的隷屬關係からして、親
分が入れとこ言へば、親分が入れと
いうが、考えられ入らんほうがい
ようだから入らないでやめておこ

と、こういう自己の自由意思によつて
入るか入らんかをきめるといふ、そう
いふ余地を持つてゐない、そういう類
いのスキヤツが非常にたくさんあ
る。必ずしも暴力団の場合でなくて
も、日本の労働者の場合には一般にそ
ういふ使用者の命令であれば絶対服従
ですが、それは結局使用者と労働者と
の間の身分的な支配隷屬關係の効果と
して、使用者が入れと言へば入らない
わけに行かないといふ關係に立つ場合
が非常に多いと思ふのであります。
そういうこと、なおもう一つ申して
おけば、そういう暴力団的な要素でな
い、普通のその辺にゐる失業者を連れ
て来てスキヤツをやらせる、こうい
う場合について考えれば、アメリカの
場合と比べて日本の場合には就業の機
会、職に就くといふ機会が極めて少
い、一般に働く人たちが極めて貧困で
あるといふところから、およそ今日何
百円の仕事になるといふことであれ
ば、それは理窟では悪いこととはわか
つてゐるけれども、まあさういふと、貧
困が強制してビケツト・ラインを乗り
越えさせるという、そういう点もア
メリカの場合とは非常に違ひである
と思ふわけでありまして、いづれにせよ
これらの点は、先ほど申しましたスキ
ヤツが就業するかどうかといふこと
の決定がスキヤツ自身の自由意思に
出るといふことの程度、自由意思に出
ておるかどうかといふこと、その点で
アメリカの場合と日本の場合とは一
般に非常に違ひがあると考えなければ
ならない、それがアメリカの場合との
違ひとして考えられる一つの点であ
ります。

先ほどもちよつと申したことですけれ
ども、争議權に対する憲法上の保障が
日本の場合にはあるが、アメリカの場
合には存しないといふことでありま
す。これもビケツト権といふもののウ
エートといひますか、幅といひます
か、それも日本の場合のほうがより強
くより重く評價されなければならん
らうと、そう考えられる一つの根拠で
あります。
いづれにしても、以上いふ
なことを申しましたけれども、結局私
の考えでは、アメリカでは物理的な力
を利用して阻止するといふことは常に違
法とされておる。従つて日本でもそ
ういふやないといふかんといふ考え方は成
立たないであらう。そう考えること
は、アメリカの場合と違つて日本の場
合には労働者側にとつて余りに不正
になる。問題は権利對權利の衝突なの
ですから、一方にとつて絶対に不正
であるといふたやうなそういう境界の
きめ方は法律の建前としてはできない
はずだと、こう思ふわけでありま
す。それからなお一つ考えておきたいこ
とは、その均衡点、これが境界だといふ線
をどこに引くにせよ、そんなところに
線を引いてみたところでその線が殆ん
ど守られ得ないだらう、そんなところ
に線を引くのでは意味がない、ビケツ
トの境界はここまでなんだと言つてみ
ても、およそストライキならば通常労働
者の側はこれを越えてこまでやる
と、こういうことが予期される場合
に、こんなところへ線を引くといふこ
とは法律解釈としては無意味であらう
と思ふのであります。つまり遵守さ
れるといふやうな期待可能性がな
い、遵守されることが期待され得ない

やうなそういう規範を設定するとい
うことはこれは無意味だと思ふ次第で
あります。従つて理窟の上でこの辺に
線を引いてやろうといふことばかりで
なく、通常ストライキになればどの辺
まで一体やるものだらうかといふこと
もどうしても正当性の限界を考へる場合
には考慮に入れられなければならない。
そうしなければ今言いますように法律
できめてみてもそれが宙に浮いてしま
う。従て違法な事象が多く、従つて又
それに伴う紛争が多いといふだけの話
であつて、そういう法律解釈は感心で
きないと思ふ次第でございます。結局
五と六の問題、限界がどこにあるかと
いふ問題になりますと、これは私か
てこまでだといふことを言へば言
いたいのものだと思つておられますが、こ
こまでだといふことを言ひつと云うこ
とは私は未だに自信がございません。
結局はアメリカ流の説得、ホウセン
リーといふそれよりは広い、ブラス・
アルファだ、併し物理的な力による阻
止が常に認められるといふことまでは
行かない、その中間のどこかだと、こ
う考えたと思ひます。そしてなお更
にももう少し細かく言えば、スキヤツ
が就業するかやめるかといふことを自
分の自由意思によつて決定し得るやう
な、そういう状態であるならば、物理
的な力の行使は許されない、そういう
ことまで言つてもよからうかと考へて
おります。いづれにしても限界とい
ふのは非常にデリケートなものだと考
へます。

以上申しましたのは五と六、これは
極く一般の場合であります、一つ特
に法律解釈として考へておかなけれ
ばならんと思ひますのは、使用者側に
違法な行為があつた場合でありまし
て、ストライキといふのは、まあ言つ
てみれば所有權對同結權、労働者側の
諸般の労働法上の權利を一口に同結權
といふ名前で概括しておきますと、所
有權對同結權の對抗行為であつて、こ
れは或る意味では戦争に比べられる。
これは末弘先生がよく言つておられた
ことであります、ストライキの行
為、労働争議の行為といふものは戦時
國際法に非常によく似ておる行為であ
る。戦時國際法では、例えば毒ガスを
使つていかにといふ規範がありますけ
れども、併し相手は毒ガスを使つたと
いふ場合にはこちらはそれに対抗する
限度において毒ガスを使つてよいとい
う原則がございます。國際法上のい
ゆる報復と呼ばれる原則であります
が、末弘先生が言つておられたこと
であります、こういう報復といふ考
え方は労働争議の行為においては考へ
入れなければなりません。つまり使用
者側が先に違法なことをしたにもか
かわらず、労働者側は通常の場合の正
とされる線を一歩も越えられないとい
ふ不正な法解釈はあり得ないと思
うわけでありまして、使用者側に違法があ
る場合、これはたゞさん考えられるわ
けであります。例えば直接法律に違反
する行為としては不当労働行為をやつ
たといふ場合です。不当労働行為も種
種の不当労働行為がありますが、それ
が一つであります。或いは労働協約の
中に争議協定がある、争議のときには
使用者側はこれ／＼のことはしないとい
ふ協定がある、これに違反してスキ
ヤツを使つたと、例えばこういう場
合であります。こういう場合には通常
の場合のビケツト権の限界よりも更に

向うまで延長すると、当然そう考えなければ公正を欠くだろうと思います。

七のA三越のストライキの場合、この場合には私はその点を非常に重要視しなければならんと考えておるわけであります。それからなお以上申しましたことと区別する意味で注意いたしたいと思うことは、スキャップの側から先に殴るとか蹴るとか、或いは自動車をピケット・ラインに向つてがーとエンジンをかけて突込むと、こういうたことをやつた場合には勿論正当防衛の行為が働く、これは言うまでもないことでありまして、以上で問題にいたしましたのはそういうことを考えていない、そういうことがない場合を専ら問題にしたのであります。非常に正確にずばりと言えなかつた点は申訳ないと思いますが、併し私は法律解釈というものには多くの場合にそんなものかも知れないと思つておるのでありまして、これで四と六を終ります。

その次に七の事例についてというところで、三越の争議の場合、これはストライキに入つた、そこで先ほど申しましたように使用者側はスキヤツプを入れて営業を再開するという権利を持つておると、そう考えられなければならない。然るにすべての入口を全部ピケット・ラインで塞いでしまふ、そして物理的な力行使して誰をも通さない、スキヤツプも入れないしお客さんもう入れないといふことまでのいわゆるピケット行為をするといふことは、通常の場合であればそれは違法とされなければならないと私は思いますけれども、三越の場合には先ほど申ししました使用者に違法があつた。極めて明白な違法があつたのであつて、即ち御承知

のようにそもそも一昨年の十二月の三越のストライキの発端となりましたのは、会社側が組合の中央闘争委員長以下六名を解雇し、九名を譴責処分にするのと、こういつた大量の懲戒処分に出たということで、そこで解雇その他の懲戒を取消せということがあのストライキの要求事項の最大のものであつたわけでありますが、そういったしますと、組合の委員長以下幹部を首切るといふようなことは、これは申すまでもなく、この労働組合法第七条第一号の不当労働行為であつて、禁止されておることでもあります。それは不当労働行為に該当する。違法な解雇であつたといふことは、後に東京地方裁判所も東京都労働委員会もどちらも判定したところでありまして、極めて明らかな違法が先に使用者の側によつて行われておるといふことであります。これは結局先ほど申しましたようにいわゆる所有権対抗結権の対抗関係において所有権の側が、つまり使用者の側が先に違法な一撃を食わしたということでありますから、それに対抗する限度において通常の場合にはすべての入口を閉じるといふことは違法であるとされなければならぬけれども、あの場合にはそういう特殊な事情からしてあの程度のピケツテングは許されなければならぬ、合法とされなければならぬ。三越の争議については私はそのようど考えております。

問題のB、日産鏡工場という場合でありますけれども、この場合について私残念ながら先ほど申しましたように十分事実を存じません。従つて事実を知らないで無責任なことを申上げることは避けたいと思いますから、この

場合について問題のピケツトが適法であつたかどうかということは論定を避けたいと思います。ただ先ほどから資料を拜見した限りにおいて二、三氣の付く点だけを申して見ますと、一つは農民に肥料が渡らないで困つておる。これはひとえに労働者側が悪いのだ、労働者側が渡さないのが悪いのだ。こういう考え方がこの事件に現われておる。一般にそういう考え方が支配しておるように見えますけれども、この場合今の労働法の原理からすれば非常におかしいことであつて、承認できない考え方であると思うのでありまして、それはどうして倉庫係がストライキをやつたか、出荷労務の提供を拒否したかと言へば、これはあの場合であれば賃金についての交渉が妥結しなかつた、してみれば事柄の本質においてはそんな安い値段では我々の労働力を売れないということにはかならないのであります。これを使用者の側から言へば、余り高い値段を付けるので労働力を買えなかつたということに帰着する。使用者が労働力を買い切れなかつた。その結果品物は出なかつた、そうして農民が困つた。これを一体どちらが悪いのか。使用者が悪いのか、労働者が悪いのか、これは決して一概に論定できる問題ではないのであつて、これは例えば労働力というのは生産の一つの要素であります、生産のほかの要素、例えば石炭、やはりメーカーが石炭が高いので買い切れなかつた結果品物は出なかつた。約束の期日に品物はお渡しできませんと言つたとすれば、これは一体それによつて使用者側は責任が免れるのかどうか。石炭を売らないほうが悪いのだ、使用者の言

なりの値段で石炭を売らないほうが悪いのだと、こういう判断には通常なら
ないと思うのであります。労働力の場
合に限つて売買の値段の折合いがつか
ない、言い換れば賃金についての折合
いがつかない、その結果ストライキに
入る、そうして需要者が困る。その尻
を専ら労働組合に持つて行くという考
え方は非常におかしいと思うのであり
まして、先ほど見た資料によります
と、国警の布告文、五月十三日附とい
うやつを見ますとこういうことを言つ
ております。出荷の妨害を止めよ、農
家の渴望する肥料出荷を阻止すること
は明らかに正当な争議行為を逸脱したた
業務妨害である。農家が渴望する肥
料の出荷を阻止することはいかんとい
うようなことを言つておりますが、こ
れは警察が非常に不当である。これは
九の国家権力の介入は……。

○委員長(栗山良夫君) お静かに願ひ
ます。

しくないといふことを申上げたので
す。需要家が肥料を取りに来たと、そ
してトラックを持つて来て倉ざえ開け
てくれればおれが持出してやる、こう
言つて取りに来た。人夫を連れて来、
又トラックを持つて来ておる。その場
合にも理論的にはこれは倉庫係でスト
ライキをやつておる労働者の労働力に
対する代替労働力である、こう考えな
ければならない。つまり倉庫係がスト
ライキをやつておる、その結果荷がス
トライキをやつておるのだつたらおれが君らの
代りに君らのやるべき仕事をやつてや
らう、こういう立場で入つて来ている
わけですから、従つてストライキ労働
者に対する代替労働力という立場に立
つ。言ひ換えればスキヤップにはかな
らないのであります。従つて需要家が
取りに来たといふことだけ聞けば、何
かそれはストライキ労働者対需要家、
もつと一般化して言へばストライキ労

○参考人(磯田進君) 私は労働省の資料も拝見いたしました。労働省の資料は幸い大部分拝見できたのですが、今申しましたのは組合側から出ておる資料だと思います。五月十三日附の国幣布告文とありますからこれは確實なものだと思ふのです。この九の国家権力の介入は正当であるかどうかという一つの問題点だと思ふのでありまして、そういう場合に、先ほどの労働法の原理からすれば、警察のそういう考へ方は承認し得ないと考えます。それから仮処分ですが、鏡工場の場合私は仮処分についての事実をよく知らない、知らないで軽々しく申上げることは控へたいと思ひますけれども、一般的に言へば仮処分を軽々しく出すことはよろ

勤者対一般第三者、こういう利害衝突のごとくでありますけれども、併し労働法的に考えれば、これは問題のあるのはそうではなくて、ストライキ労働者対スキヤップの衝突であると、こう考へなければならぬ。そうするとストライキ労働者とスキヤップとの間の問題はまさにピケツティングの限界性の問題であつて、こういう微妙な問題が争われておる。そういう場合に裁判所という国家権力が絶対的に一方を支持する結果になるところの仮処分を軽々しく出すということは、これは極めて危険なことであるとそう考えます。鏡工場の事件につきましては私は以上二、三の思ひつきましたことを述べただけにとどめさして頂きたいと思ひます。

働者対一般第三者、こういう利害衝突のごとくでありますけれども、併し労働法的に考えれば、これは問題のあるのはそうではなくて、ストライキ労働者対スキャップの衝突であると、こう考へなければならぬ。そうするとストライキ労働者とスキャップとの間のはまさにピケッティングの限界性の問題であつて、こういう微妙な問題が争われておる。そういう場合に裁判所という国家権力が絶対的に一方を支持する結果になるところの仮処分を輕しく出すということは、これは極めて危険なことであると考えます。鑛工場の事件につきましては私は以上二、三の思ひつきましたことを述べるだけにとどめまして頂きたいと思ひます。

八、ビケッティングに対する判例の
変更、これは十分調べても参りません
でした。又時間を余り取り過ぎました
ので、ほかの先生方が詳しく申される
かと思ひますから、私は八は省略さし
て頂きます。九、ビケッティングに
対する国家権力の介入の問題、これは
先ほどのB、鏡工場の問題について
の国警の態度、それから裁判所の仮処
分等について若干の点を申し上げた。こ
れは一例として考えて頂きたいのであ
ります。一般的に言えば、先ほどの
五、六あたりで申しましたようにビケ
ッティングの限界がどこにあるかといふこ
とは極めてデリケートな問題である。
それは先ほど申しましたのは私の見解
でありますけれども、併し誰が考えて
も非常にデリケートな問題です。如
何なる学説に従つて考えてもデリケー
トである。そういうデリケートな問題
なので、そこに警察なら警察が
出て来て、これは正当な範囲を逸脱し
ておる違法なビケッティングだといふ
のでそれを弾圧するといふことになれ
ば、それは結果としてはストライキそ
のものを打ち負かすといふそういう意
味を持つ、警察そのほか国家機関はこ
ういふ場合常にこう言うわけですよ。
「我々はストライキそのものには干渉
しない。労使双方どちらにも味方せん
のだ。併しながらストライキに伴う派
生的に起る違法な行為に対しては放つ
ておくわけにいかん。」それは常にそう
おつしやるのです。併しながら結果を
見れば違法なビケッティング、これを
捕えてこれを取締つただけだ。口実は
そうでありましても、結果はそれは
ストライキを弾圧したといふことに
常になるのでありますから、極めて慎

重でなければならぬ。極く端的な例
を一つだけ申しますと、福岡県の三友
炭鉱といふところで有名なビケッティ
ングの事件がありました。これはス
キヤツプが炭車を運搬したとして、
それでこれを見たストライキ団の中の
婦人部長をやつていた或る選炭夫が、
これが炭車のレールの上に寝ころがつ
てとめるわけですよ。「通るならおれを
轢き殺して通れ」と言つて怒号した。
これはたしか檢察庁が出動したのだと
思ひますが、弾圧したわけですよ。この
選炭夫を業務妨害罪で起訴したのです
が、この場合には第一審、第二審とも
に無罪であります。つまり裁判所の見
解によれば、そういう場合にそういう
ビケッティング行為を違法とするこ
とはできない、懲罰することはできない
といふ見解でありまして、無罪であり
ます。そうすると一審、二審ともに無
罪になるやうな結果からみれば、そう
なるやうなそういう労働者の行為を検
察庁或いは警察が出て来て現実にこれ
を抑えておる。それを抑えることによ
つて勿論そのストライキは弾圧を受け
るわけなんです。かういふことにな
る場合が非常に多いのであります。か
ら、極めて慎重でなければならぬ。警
察は成るべくは手を出さないで、労働
委員会あたりの非権力的に事を処理し
得るやうな、そういう機関に任せる。
警察はやたらに出て行かないほうが危
険性が少いだろう。それが又労働法に
おける国家中立の原則といふことに最
も忠実なゆえんではなからうかと、そ
れだけのことを申上げて、大変長く時
間を取りまして恐縮でございます。

○委員長(栗山良夫君) 有難うござい
ました。
○宮澤善一君 私は今日の委員会が実
は午後再開になりますときに、議事進
行につきまして発言をいたしたわけ
であります。それについて参議院の法
制局長のおいでを願おうと、こう思ひ
ましたところが、他の委員会に御用の
やうでありましたので、そこで今日の
委員会を終了いたします。その間の、委
員長が適当と思われましますときに発言を
お許しを願ひまして、その際、参議院
法制局長の御出席を求めたい、かよう
に希望いたします。
○委員長(栗山良夫君) いろ／＼御意
見があるかと思ひますけれども、一
応参考人お三方の御意見を伺つてか
ら、御質疑等の中でお取りなしを願ひ
たいと思ひます。
○寺本廣作君 議事進行について。只
今磯田先生からい／＼お話を伺いま
して、非常に私たちが啓蒙されるところ
が多かつたのであります。この日産
化学の鏡工場につきましては、資料を
先生にどういふものを差上げたか
といふことを伺ひましたところ、労働
省から提出の資料で先生がお話になつ
ておる、かういふふうになり承知いたし
ましたところ、組合側の資料をお使ひに
なつてい／＼お話になつておつたよ
うで、その中には、先日ここで組合並
びに経営者、警察、農民代表その他を
参考人として集めまして、事実取調べ
ました際、その文書、そこへ出ており
ます文書の誤りが指摘されまして、当
事者間で取消しを承認された部分も入
つておりまして、それに基いて先生
が御発言なさつた部分がありますの
で……。

○参考人(磯田進君) それはどうい
う点でございますか。
○寺本廣作君 それは警察が布告を出
したとか……。
○参考人(磯田進君) これは誤りでござ
いますか。
○寺本廣作君 それは警察が委員長
の要求があつて取消しを承認した。
○委員長(栗山良夫君) 違います。そ
れは今の国警の布告文、五月十三日に
出した国警の布告文については取消し
をいたしております。八代署長とし
て、伝單として、五月十三日に八代町
の町民に二千五百枚印刷して撒いたと
いふのは、これは私が発言して、署長
が取消ししておりますけれども、今磯田
先生が引例されましたのは、その前
にあります五月十三日の布告文です。
そのことを引例されたのですから違
います。
○寺本廣作君 違つておれば私取消し
しますが、資料が専門員のはうから労働
省提出の資料について先生が陳述にな
つておる。かういふ御説明がありまし
たものであります。その点は、私に
も誤解がありましたし、事務当局にも
誤解がありました。
○委員長(栗山良夫君) 寺本君に何か
誤解を与えたやうでありますから、専
門員のはうから発言を求められており
ますので、ちよつと許します。
○専門員(磯田進君) どうも専門員の
間で連絡が不十分でございましたの
で、御説明がまち／＼になつて申訳な
かつたと思ひますが、実は先生方に來
て頂くことは、昨日の委員会決定
いたしましたので、先生方に十分に資料
を突はしお目にかけないかつたのであ
ります。今日おいでになりまして、何

か鏡工場の資料はないかとおつしや
いますので、取りあへず私の袋に入つて
おりました、先だつての鏡工場関係の
資料を全部お三人方に差上げまして、
適当に見て頂きたいと申し上げまし
た。先ほど寺本先生のおつしやいまし
たやうに、細かくその中には一部取消
したのものもあるといふことを先生に御
紹介する暇がなかつたのです。いささ
か手違いだつたと思ひますが、一つ御
了解願ひたいと思ひます。
○委員長(栗山良夫君) それでは引続
きまして、早稲田大学教授野村平爾君
のお説を伺ひます。
○参考人(野村平爾君) 野村です。実
は私も突然のお招きでありましたた
め、十分に資料等の整理をしておりま
せんので、御満足のやうな公述ができ
ないかと思ひます。お許しを得たいと
思ひます。大変磯田公述人から詳しい
御説明がありましたから、成るべく重
複する分を避けまして、私の考えの点
を簡単に取りまゝと申さして頂きた
いと思ひます。従つて、問題点として
配付を頂きましたすべての点には亘ら
ないかと思ひます。直らない部分は太
休磯田助教の考え方とは似ていた考
え方を持つておるというふうにお考え
いてよろしいかと思ひますが、私はこ
の争議権の本質を理解するために、少
し角度を変えて申上げて見たいと思
ひます。
それは、争議権といふものは、今日
憲法上日本などでは保障せられるに至
つたわけでありましても、これが
保障せられるに至るまでは非常に長
い実際の争議行為の歴史といふものが
あつて、そういう歴史を通じつゝこ
ういふ権利といふものが大抵生れて來

た、こう考えなければいけないかと思
います。そこで、ほぼこの争議権の本
質論につきまして、まあ歴史的な立
場から少しばかり考へてその性格を明
らかにしてみたい、こういうふうと思
つております。国によつて違ひますけ
れども、当初争議行為はどこでもつま
り職場放棄、単純な職場放棄でも刑罰
の対象となつていたわけですね。その場
合に、その国に成文法があつて、その
成文法の規定によつて違法だとされ処
罰をされてゐるという場合もあります
し、又アメリカのように判例理論の上
で英米のコンモン・ローを引張つて、
それによつて刑罰を科したというよう
なやり方、その後も争議権の理論が判
例の上で進んで行つたというよう
な国もあるわけでありまして、け
れども、ともかくも大体当初におきましては職
場放棄を含んで、賃金値上げのための
団結行動というものは一切違法だとい
う考え方をして刑罰を科せられていた
わけですね。刑罰の対象となつてゐる時
代には、先ほど磯田さんも申しました
が、この債務不履行理論というものは
事実まだ問題にならないわけですね。行
為それ自体が刑罰を科せられておるだ
けで、本来なら理論的には債務不履行
になるかならないかが考へらるべきは
ずいぶんございまして、けれども、現実
の問題としては、最初などは債務不履
行理論というものは全然現われなかつ
たわけですね。ところでこの場合に、判
例理論をどうして行くようなアメリカ
の場合ですと、一体なぜそういう行為
が違法なのかというところは、先ず目的
の点からいつても違法であるし、それ
から手段の点からいつても違法である

というふうな、手段と目的との両面か
ら違法だというふうな理論構成をやつ
て行くわけですね。ところでこの争議行
為の違法性というものを手段や目的の
側から違法だという考え方をとるとい
うと、自然その目的、手段というもの
を今度は細かに考へて、場合によつて
はその目的乃至手段が正当な場合も
あるのではないかと、このように考へ方
が進んで来るというふうなまあるこ
とになるのではないかと、思ふ。

そこで第二の段階は、この非常に狭
い範囲で目的並びに手段の正当性とい
うものを考へて、そこから或る範囲に
おける争議権は争議行為が合法なんだ
というふうな見方をして来るわけであ
ります。ところでその場合に考へるの
は何であるかというところ、労働条件につ
いての職場退去ということが一番先に
問題になるわけですね。労働条件の向上
のための職場退去というふうなもの
は、これはいわば労働力についての一
つの取引なんだから、取引で以て氣に
入らない条件ならば売らないという形
で引込むというところは、これはもうど
うしたつて否定することができないの
ではなからうかというふうな、正當な
範囲を考へようというところに求めて来
るわけですね。そうしますと全般的な考へ方
としては、争議行為というものは違法
であるけれども、その目的と手段が、
今言つたように賃金引上げというよう
なことを目的とする職場退去である限
りには、これはもう認めざるを得ない
というふうな考へるわけでありまして、
先ほど磯田さんの言つたいわゆる
ジャスティファイケーション・セオリー
というふうなものがそこから出て来る
ことになるのではないかと、思ふ。

思ふのであります。ところがそういう
状態から今度は刑罰対象を取り去ると
いう運動が実際の労働運動として起つ
て来るわけでありまして、労働力の取
引理論を中心として、刑罰対象から除
いて来る考へ方が生れます。刑罰対象
から除かれて来る。つまりこの国で
も立法なんかをして、犯罪にならない
という考へ方をとつて参りますと、今
度はそこで以て債務不履行理論が初め
で登場して来るということになる。現
に英国などの場合に、一八七一年の勞
働組合法によつて争議行為が合法だと
されたあとで初めて裁判所に債務不履
行のための訴訟というものが起つて、
裁判所がこれを肯定したというふうな
歴史があるわけですね。その債務不履
行というものは大体そういう段階で現わ
れて来るのだというふうな考へることが
できると思ふのであります。ところが
そうなるにつれて参りましたときに、更に争
議というものを現実的に考へて見ます
と、これは単に単に考へて見ますと
労働条件では労働力を売らないと言
つて仕事をやめる自由を持つておると
いうだけのことはなくして、実は本
当は労働者にして見れば仕事はやりた
くないのではなく、氣に入つた労働条
件で仕事をした、そういう要求を出
しておるのだというふうなことになる
のではないかと、思ふ。そうしてその要
求を充足して行くためには、単に氣に
入らないから仕事場から退去して家に
帰つて寝ておるといふだけでは實は納
まらないので、どうしても退去したこ
とによつて相手方を反省せしめ、それ
によつて労働条件を克ち取りたいとい
う、そういう運動になつて現われるわ
けです。従つて使用者が呼び込むとこ

ろのストライキ破りということに對し
てやはり對抗するということがどうし
ても出て来るを得ない。そこでビケ
ットというものは、だから最初労働者
の団体が職場退去をやると同時に、初め
からこの状態がくつて現れたもの
で、歴史の上でもずっとあつたものであ
りまして、併しながらかつたものであ
ります。職場退去が違法であるところ
は、勿論それを守るためのビケットも
違法になるから、ビケットそのものだ
けが対象になるというところはなかつた
わけでありまして、併し職場退去が合法
だという理論的根拠が一応できること
になります。そこで今度目的の点に
ついて手段の点についても、本来の
ストライキの目的を達する、争議目的
を達するための努力というものを今度
労働者側の考へというものも向いて来
ざるを得ない。先ず目的については、
どうしても労働力を独占して、それに
よつて強ひ交渉力を持ちたいというた
めには、労働目的のために、クローズ
ド・ショップ要求のためにストライキ
をやりたいというので、クローズド・
ショップ要求を掲げたストライキをや
つて、そのための合法性を組合が主張
するといふような現象が現われて来
る。それから又手段の側においても、
そのストライキを守るためにビケット
を張りこの合法性を取りたい、こうい
うような考へ方が現実に出て来るわけ
であります。そういうことであります
から、いつでも単純な賃金値上げのた
めの職場退去だけではなくして、労働
運動の中には、争議行為としてクロ
ーズド・ショップ要求の目的を掲げ、ビ
ケットを張つてやるといふ争議行為が

どこの国でもかなり長い間續いておる
わけでありまして、ところが賃金値上げ
のための職場退去は、氣に入らない勞
働条件で働かない、いはば一種の退職
の自由のような考へ方で、そこにスト
ライキの自由を構成しますと、自分の
やめたい自由の以外に、ほかの人の働
きたい自由をなせ妨害するかという理
論はどうしても克服できないことにな
るわけですね。なか／＼ビケットの合法
性というものはその段階では認められ
ないといふことで、どこの国でも、か
なり長い間立法の上でも判例の上で
も、ビケットの合法性は否定され続け
ておるといふ状態であるかと思ふ。そ
の否定され続けておる状態というもの
が、アメリカなんかの場合であります
と、否定されていてもやはりやらざる
を得ないからやる。そこで使用者がそ
れに對抗するためにインジャンクショ
ン、差止命令というものをもち出すわ
けです。そうして国家権力の介入によつ
てそういうビケットを張る行為を差止
めるといふ手段に出て来る。そこで今
度はビケットを差止めて行く、そうし
て差止めて行くときに、単に差止める
だけでなく、併せて仕事もやれといふ
ような、つまりストライキをやるなど
いうところまで踏み込んで来る傾向が
必ずしもなかつたわけではない、その
ところまでストライキについての考へ方
が又一つの飛躍すべき機会にぶつかつ
て来るわけでありまして、一体この氣に
入らない労働条件で働かないというこ
とが単純に、単に自分が仕事をやめた
いためにやめるといふことであらうか
というところ、そうとは言い切れない。こ
れはやはり労働力の取引ではあるが、
単純の商品の、普通の商品の取引とは

違つて、やはり人間が生きて行くため、生存目的の達成のための取引なんだ。そういうことになれば、やはり一種の生存目的の達成という、非常に高い目的に奉仕するところの方法である

とすれば、やはりこの無茶な、労働を無理やりに押付けるという考え方は、これは許すべきではない。それで人権理論的な考え方がそこに出て参りますと同時に、つまりビケツトもこれは否定することができないのじやないかというふうに考えるわけでありませう。ビケツトを否定することができないという考え方は立つたときに、それではビケツトは何で否定できないだらうかといつたときに、一方においていやな仕事を強制されないという、いわゆる強制労働に対する反対、強制労働禁止的な理論で以てストライキの自由というものも構成すると、今度はやはりそれに伴つて争議行為の必然的な現象という側から来る説明というふうな、むしろ同じような系列に属する所有権の行使として、例えば言論の自由とか表現の自由とか、こういう形でビケツトの合法性を認めるといふふうな形に進んで来るのであります。そういう形で、むしろ憲法の上に団結権や団体交渉権の保障を持つていないようなそういう国でも、そして一般の結社の自由とか言論の自由とかという、こういう理論の一つの適用として、争議権を構成するといふ立場に立つ場合においては、大体今言つたようなところへほぼ理論的な着落を示して来るのではないかと、いふに思われるわけでありませう。アメリカあたりが初めて争議権、ビケツト権の合法性に到達した段階は大体そのようなものではなかつ

たかといふふうな考えられるわけでありませう。

ところがアメリカの場合を例に挙げましたから少し申上げますが、実際にこのビケツトに対するストライキ破りというものは、磯田さんの言つたほど実は普通の形で行われるものは極めて少いといふことであります。そうであるかどうか知れませんが、私の知り得た、いろいろ読んだアメリカあたりの例によりますと、アメリカの場合にはビケツト・ラインに立つ者がよく銃を持つ、それから破りに来る者がよく銃を持つて来る、つまり武器を持つてストライキ戦線に対峙するといふことが非常にしばしば行われた。どうも乱闘の歴史といふものはやはりアメリカの労働運動史の上に非常にたくさんあるわけであらう。そこでやはり裁判所で、そこでは暴力の否定、言論の自由といふものをそういう状態に对应してやはり唱えざるを得なかつたのではないかと、いふに私は考えるわけでありませう。そこで、そういうふうな状態の場合、これはたしかラ・フォレット委員会の、これはたしかラ・フォレット委員会の調査報告書、あつたわけですが、あつた調査報告書の労働争議に対する非常にたくさんある調査報告書があるわけですが、その中のいくつかの抜萃を私読んだのでありますけれども、その中には、ビケツトが如何に経営者側の雇入れた暴力団によつて暴力化されておるかといふ、そういう調査がたたくさんになされておるのではありませんが、一八七〇年かそこら頃から、大体専門的にいふことを業とする者が現れ出した。アメリカでは現れ出した。そうして平時においては、いふゆる組合のブラック・リスト

作製、スパイの仕事、こういうことをやり、それからいざというときが始まつたならばストライキに必要な諸品、必需品を経営者に送り込む仕事の役目を勤め、そしてビケツト・ラインを突破するときは武装して突破するといふような役割を果すといふようなことがラ・フォレット委員会の調査記録の中には出ておるわけでありませう。こ

ういふ調査記録が、一方においてはワグナー法の下におけるアメリカの労働法の理論の発展の上にならかなり寄与したものだといふ想像しておりますが、そういうふうな状態もあるわけでありませう。大きな争議などの場合には、単に仕事をやりたい、労働者が普通仕事を求めて行くといふよりは、組織的な争議に勝つためのストライキ破りを送り込むといふ、こういう状態が非常に多いといふこと、そのためにこのストライキが非常に暴力化するといふような現象がある。で従つて何とかストライキに対する調整的機能の充足、不当労働行為の抑制、こういうふうなことに努めなければならぬといふのがアメリカのワグナー法の一つの考え方ではなかつただらうか、その点は私の一つの解釈でありますから、違ひがあるかも知れませんが、そんなふうな考へてゐるわけでありませう。事実どの程度のビケツトがアメリカにおいて現実合に法性を持つてゐるのかといふようなことにつきましては必ずしも私は明らかにしておりません。聞きますところの話をよるといふと、相当のことを實際はやつてゐるのだといふこともありませうし、又判例の中なんかでは人数ややり方なんかについてかなり厳格なものを示したものが出てゐるのでありませう。

す。一概にどの程度のものが合法だと認めてゐるかといふことを断言するのは困難だといふふうな思ふのでありませう。

ところがそれではビケツトに対して、ビケツト権をどういふところにおいて考へてゐるかといふような点について次にちよつと申上げてみたいと思ひます。こんなことはわかり切つたこととてありますけれども、一つの理由は成文法上にも基礎があるわけでありませう。それは日本の場合にはとにかく争議権といふものを保障する、団体行動権といふものを保障するといふ形をとつておるのであります。団体行動権を保障するといふ場合に、その団体行動といふものを別に法律的に定義を置かなくとも、これは労働運動の歴史の上にずつと現れて来た自然ときまつた性格があつたわけでありませう。そのきまつた性格といふものも団体行動権の一つの権利として認めてしまつたものと考へるのが一番穏やかな考へ方だと思ふのであります。勿論そうは言つても、同じ憲法の規定の中に人間の自由権の保障或いは一定の範囲における財産権の保障といふ規定があるわけですから、そういうものと今言つた団体行動権といふものが交渉して来るという場合にはなつと、おのずからそこにおいて権利と権利との衝突の問題ができるのでありまして、何物をも排除する、常に団体行動権といふものが優先するのだといふような議論を言うことは勿論できないのであります。ともかくもそういうような一つの成文法的な根拠がある。それから第二番目の考へ方は、勿論労働の間にいては主として労働者の地位の改善といふこと

をめぐつての団体交渉をやるわけでありませうし、争議といふのは一種の団体交渉の一つの形態だといふ部分もあるといふことは、これは否定できません。併し単に団体交渉だけの形態であるかといへば、歴史的に発達して来た団体行動の形態といふものはそんなに狭いものではなく、もう少し広いものも含んでおる。例えば非常に人権を抑圧するやうなことが会社内で行われてゐる。これは必ずしも労働条件という狭い意味には考えられなくとも、そういうものを排除して行くためにストライキをやつて行く、それから直接の使用しやなくとも、一つの共通な利害関係を持つために他のほうから例えば同情ストといふやうな形においてストライキをやつて行く、こ

ういふことは歴史的にずつと出てゐる団体行動の型なのであります。これをどうも一概に否定し去ることはできないのじやないかと思ふ。でそういうことも認められて来るといふことは、つまり単に普通の商品を買つて一経営者、一労働団体との間だけで以て売り買いをするといふそれだけの現象ではなくて、さつき言つたやうに、もう一つ全体として社会的構造の上で非常に低い地位に置かれてゐる労働者階級といふものの全体的な地位を高めて行くといふ、そういう背景の中で認められた一つの生存権の目的を達成する一手段である。欠くことのできない一手段、こ

イキ破りというものに対して非常に一般的反感、強い反感というものが労働者階級の中にあるわけであり、また、極く少数の者の例であると言いつても、非常に労働運動の高揚したときに現われるこのストライキ破りに対するリンチ的なやり方というものは、これを支える非常に広い意識というものが労働者階級の中に存在していることをどうも否認することができないといつたような意味の批判をしていくわけであり、つまり労働者は団結をすることだけによつて自分たちの利益、地位を高めて行くことができないんだという、こういう意識を持つていくわけであり、従つてそういう意識から判断すると、自分と同じ労働者でありながらストライキ破りをやるというものは実に許すべからざるものなんだ。これは単純な仕事をやるもの自由というものと就職をする自由という二つのものが平面的な形で以て列んでいるというふうな考え切つてしまふことはできないのだというふうに私考えているわけであり、ですからストライキ権の発達理論の過程で、例えば組合に対して強制的に組織に加入させるようないわゆるクロード・シヨップの要求を掲げたストライキが合法になつて来るというのは、何か或いは普通の取引の自由ではやはり考えられない、その取引の自由からもう一步出たところの、やはりそうすることによつて初めて本當の労働者階級の自由が守られるのだという、つまり個人的な就職の自由というものを本當に守つて行くためには、やはり組織に強制して入れて行くという、自由を濫過しなけ

ればならぬ、それを通過しなければストライキの目的を達成することができない。こういう考え方に立つて出て来るわけであり、従つてその意味でクロード・シヨップの要求のストライキも又合法だというのが諸外国においてもだんだん発達して来た理論になつておるわけであり、丁度目的論に對比するやうな意味で手段論になつて、最初は職場を退去して自分の家へ帰る自由、こう考へて合法性と考へておる。そうじゃない、ほかの人を説得し、やはり自分たちの仲間に入れるというものが窮極的には労働階級の地位を全般的に向上させるためなんだから、人間の身体とか生命なんかに危害を加へる、或いは他人の財産権をむちやくちやくこわしてしまふということでない限り、こういうふうな或る程度のストライキ破りに対する阻止と、それに対する説得ということが暴力的に行われなければならないのじやないか、こういふやうな議論が展開して来るように思ふのであります。

大体私はそんな意味でビケツト権というものをストライキ権の中に位置付けて考へておるわけであり、それが考へて来ますと、例えば三の問題として主体、客体、目的、手段といふことが出てきますが、特にこの中で主体といふのは、いろいろ細かに議論すれば、誰がビケツトを張るかといふこととあるわけであり、おつしやな意味の考へ方で行くならば、やつぱり労働階級の戦列にいる者が同じ利害を持つて限りにおいてはビケツト・ラインに立つてビケツトを張るといふことは否定できないものじやないだろうか、それから客体に対しては、先ほどもちよつと磯田さんが挙げられたが、ストライキといふものは労働力のコントロールで、つまり労働力を引揚げるのだといふ考へ方もあるといふ御紹介があつたわけだけれども、労働力を引揚げるという考へ方になつて来る、初めから握つておる労働力に対してだけの統制といふ考へ方になる。従つてビケツトをやる客体は誰かと言へば、これは自分の所属組合員に対してはやれるが、組合員以外に対してはやれないのだ、こういうやうな考へ方になるわけであり、併し私の考へた立場でこのビケツト権といふものを考へれば、これは成るほど所属組合員であるといふものでは幾分ニュアンスの違いといふものは認めざるを得ませんけれども、本質的にそんなに大きな性格的な違いを持つたのだといふふうには考へられないのであり、従つてビケツトといふものが暴力に亘らない。説得といふやうな形、集団的な説得といふ形で出て来る限りにおいては、これはほかの人に対しても行なつてもよろしいのだといふふうな考へております。ただそういう場合にどの程度行かうかといふことについて、今言つたさういふ状況が加わらなうなことに絡んで来ますと、いよいよこれは不可能なことにならざるを得ないのじやないか。例えば目的にしても、対使用者に対して直接的に大きな要求を掲げていない、ほかのほうに要求を掲げてストライキの際に、自分の使用者が自分の財産を守るために一定の行為をやるやうなときにとつて来るビケツトといふものは、どの程

度張れるものかといふこと、それからその使用者と真正面から要求を出すべく争つておる場合のビケツトはどうかといふと、やはりその間には段階的な差異といふものを認むべきではないか、こういうふうな考へるわけであり、そうであるからビケツトとではどんなものかといふ場合に、附加えまして、主体、客体、目的、手段なんといふことがありますが、これはやはり先ほど磯田さんの言いましたやうに、あの末弘先生が從來から言つていましたやうに、ストライキといふのは一人で行ふのじやなくて、相手があつてやる行為なんだ、そうして向うの出方とこちらの出方といふものが相互に關係して行つておる。だから或る一局部の行為だけを上げて、その行為だけで以て判断するのじやなくて、全般的な争議行為の過程の中でその行為を評價して行くといふことで正当性をきめなくては行かない。こういうやうなことが言われていたやうに思ふのでありますけれども、私もそういうやうな考へ方には基本的に賛成であり、従つてビケツトが明らかに正当でないといふ場合とか、正当とされる場合とか、或いはその限界がどこにあるかといふやうな問題については、大体基本的な考へ方として磯田さんの言つたこととそれほど変りないのでありまして、明確などうかラインを引いてきめよと言われども、これは具体的な事実に応じてそれ／＼に違つた問題でありますから、一概には言えない、個別に判断すべき問題になるのではなからうかと思ひます。

実例について意見を述べよといふことですが、日産工場の場合については、私実はここに來てすぐ資料をお隣りから手渡されましたけれども、まだ読んでおりませんから、軽率な判断をすることを避けたいと思ひ、まして意見を控えておきたいと思ひます。三越争議の場合におきましても突然でありまして、その当時はいろいろなことを調べた氣持でおりましたが、今のところ明確な事実を忘れてしまつており、す。それで言えないのでありますが、ただあのときの印象で残つておるのは、私は、組合側でありましたが、映画が撮つてある、あの映画を見せられたことがあります。この映画の中に現われているのは、婦人が腕組をしてスクラムを組んで歌を歌つておるところでありました。あの程度のビケツトといふのは私はこれは決して不当だといふふうには言ふべきものでないという印象を當時持ちましたので附加しておきます。

ビケツトに対する判例の変遷でありますけれども、これは一定の方向を以て変遷したといふよりも、大体検察庁の方面のビケツトの考へ方といふものは非常に私は厳格であつたと思ひます。併し争議権に対する考へ方が労働組合法第一条のたしか二項の組合活動の正当なものについては刑法第三十五条の規定を適用するといふ、あの規定を文字通りに考へまして、私が言つたやうなストライキ権の発達の歴史、そして憲法における争議権の性格といふやうなものから考へるのではなくして、あの言葉それ自体からとりまゝと、成るほどこれは一種の違法性阻却の一場合だといふ工合に考へることになるのじやないかと思ふのですが、大

体そういうのがあの検査庁の考え方のようです。それからスクラムを組むこととそれ自体を直接に問題にしたというよりも、まあもみ合つたような場合をどうも問題にしてあるように、私は個々の事例は見ておきますけれども、これは大体それを私がここに言うよりも、むしろ御必要があればその方面の方に伺つて頂くほうが確かかと思つてあります。判例のほうではこれはいろいろまち／＼であります。つまりスクラムを組んだという、そして押し返したという程度で違法性を持つと言われたものもありますし、又三十人の選鉱夫が先ほど挙げましたように、水戸の炭鉱の場合のように、線路の上に坐り込んで三時間炭車をとめたということ、は、その場合とめるのも又とめざるを得なかつたような実際の事情があつたのだということを主観的、客観的の条件の下に、被告人に対して右のごとき所為に出でないことを期待すること、は、一般通念としては可能なりとは認めがたく、責任を負わしめるのは不当だといふのも、つまり期待可能性理論とでもいいますか、そういう形によつてこれを免責しておる場合があるわけでありまして、そういう例もありまして、それから労働委員会のほうでたしか問題になつたと思つておりますが、新潟日通のストライキの場合なんか、たしか貨物自動車を含むところへ納めないで、各地に放置しておいて、そしてストライキ破りが入りずらいような形にしていたものなどがありますが、そしてそれに対してビケツトを張つたり何かしたという事例がたしかあつたと思うのですが、それは違法性がないというように判断されたよう

に記憶しております。これは中労委のほうで否定されましたが、岡山地労委がたしか品川白煉瓦ですか、あの事件の場合にはかなりの程度の行為を合法だとした例があります。それから北海道の酪農会社の場合ですが、たしかベニシリン製作か何かの、釜の蓋を取外して屋根裏に何か隠したというやうなことで、それから事務所の前でもみ合つたことが合法だというように判断された例もあります。そうかと思つたところ、同じようなことで、例えば新潟の東芝の生物物理化学研究所の争議の場合なんかは、やはり部屋の中に入つて行つてもみ合つて、そして外へ引き出したというやうなやつが違法だとされた例もありますので、判例理論としては必ずしも一貫したものがあるといふうにはこれは言えないのではないかと、思ふのですが、ただ全般的に、やはりアメリカあたりの平和的説得という言葉が割合にちよい／＼判例の中などに使われておるやうであります。ただそれ以上深く争議行為の個別的なものを分析したといふのを私余り見ておりません。

最後のビケツトに対する国家権力の介入はどんな場合に正当とされるかといふのでありますが、これはもう一々やはり標準を引くといふことは非常にむづかしい問題であると思つております。ただ先ほど言いましたように、全般的に労働運動史の上から言いますと、警察権力はいつも使用者の味方だといふうに判定されて今日まで来ておるのです。従つて警察権の行使といふものに對しては非常に慎重にやらなくてはならないだらうといふことが言えるのであります。例えばこういうやうな例を私聞いております。これは或る私鉄の田舎のほうの争議でありまして、倉庫の中へ自動車が入つて、その周りをビケツトで囲んでおる。ストライキ破りが屋根を破つて中へ入つて、中から自動車を運転して出て来た。ところが自動車のスピードが遅いので、ビケツ隊がそれを囲んで自動車の尻を上げてしまつた。従つて運転できないといふやうな事実ができて、そして警察がやつと出動したのです。この程度のビケは合法か非合法かといふことがここで疑問になつたらしいのであります。その場合はとにかくこのストライキ破りをするのを警察は援助しないといふので、現状において、とにかく事態をとめておいて、両方の話し合をするといふことで外へ出た。自動車を警察で押してこれといふので、警察が一晩か二晩もなだめを番をして、その間に労使双方が話し合をして解決したといふ事例があります。これは検査庁なんかで問題になつて、特殊な例でありまして、けれども、この場合には警察権の行使といふものを非常に慎重にやつて、そして却つて問題がおだやかに解決に導かれておるという一つの例にはなるかと思つておるものであります。そういう意味で国家権力の介入といふのは、先ほど言いましたアメリカの例なんかを見ても、これはやはり非常に注意しなければならぬ点ではないかと思つて、一九三四年のサンフランシスコのゼネストが起つたのです、サンフランシスコのゼネストは何で起つたかといふと、あれはやはり沿岸仲仕の組合がストライキをやつてビケツトを張つた。ところがそのビケツト・ラインを破ろうといふわけで警官

がこれを破つた。ところがそのビケツトをたくさん出て来て守つたものだから発砲をした。そして労働者を怪我させた。これがとう／＼その後のサンフランシスコ全部のゼネストにまで発展したといふやうな歴史があるわけですから、それから権力行使といふことよりも成るべく話し合ひをつけて問題を解決するといふことに非常な努力をするといふことが大事なんではなからうかと思つて、つまり物を今日の目で見て、こわしてゐるとか或いは人の生命や健康に非常に害になることを今行なつてゐるといふやうなことであります。それから、これは勿論国家権力で放つて置くわけに行かない問題が出ておると思つて、併しここでストライキを破らなければ経営者のほうに少し損をするだらうといふやうなことで、ビケツト・ラインを警官の力で破つて行くといふやうなことになるかと、そこはなかなか労働者の権利、感情といふものに納得行かないことになる。納得行かないことになりまして、日頃非常におとなしい勤勉な労働者といふものが忽ち一つの犯罪人になるやうな非常な事態を惹き起して来るといふことになりまして、その意味におきまして国家権力の介入といふものは、私は基準は立てられないのであります。まあ希望的な、ほんの法律論にもならぬ考へ方になりますけれども、十分に慎重にやつて頂きたいものだといふうに考へるわけでありまして、私の公述はこれで終ります。

○委員長(栗山良夫君) 続いて東京都立大学教授沼田稻次郎君の御意見を願ひいたします。

○参考人(沼田稻次郎君) 今参考人の方から理論的にもそして歴史的にも論じ尽された感がありまして、多く補足することもないかと思つて、そして私も参考人の述べられた見解には大部分賛成するわけでありまして、そこで私、一つ具体的に一体争議といふものは社会的に見ればどういふことかといふことから見て行きたいと思つておられますが、とにかくストライキといふのは仕事をうつちやることなんですね。仕事をうつちやるといふことはどういふわけでやるかと言へば、使用者に君たちだけで働けたら、生産ができたやつてみるというところなんです。つまり労働力を抜きにして、生産手段だけでは生産ができないぞといふことを暗示することが一つの力である、そういうことを意味するわけなんです。そういうことを何故労働者がやらなければならぬかと申しますと、これは言うまでもなく、個人々々でやめてみたつて仕方がない、そういう条件で働けといふのならおれは職場を去る、といふことを如何に一人々々言つてみたからといふ使用者は別に應へないわけなんです。そこで団体交渉をやつて、その裏付けとしていけばストライキをやる、こういうことなんです。つまり一人々々としてはもう経済的な不平等があつて、事実上何らかの立場に立ちがたい。そこで何らかの対等の立場で交渉し得るというためには団体交渉を必要とする。そしてその背後にはいざとなつたらおれたちは仕事をうつちやるから、使用者だけで生産ができただらうと思ふ。そういう事柄は先ほど野村教授も陳述せられておりますよう

に、いわば労働者が社会的な地位でや
らざるを得ない活動、それよりほかに
途がないわけなんです。そこでそうい
うことから必然的な行動としての団結
活動、争議行為というふうなものが考
えられなければならない。だから一つ
必然的な活動であるということを確認
せざるを得ないわけがあります。だか
らそも、そういう団体行動を抑えつ
けたり或いはストライキを抑えつた
りするということは、如何なる理論が
あつても、ともかくそのもたらす経済
的効果はどういうものかといへば、使
用者のためになるということなんで
す。使用者としてはそういう労働条件
なら嫌だと言つておれればいい。嫌なら
働かないで下さいと言つて放つ
ておけばいい、ストライキがでない
ということ、そういうことを意味する
わけです。口惜しかつたら逆立ちしろ
ということなんです。そんならおれた
ちは働かないぞと言えないということ
は使用者にとつては限りない武器なん
です。だからストライキを抑えるとい
うこと自体が経済的に見ればともかく
非常に大きなプラスを使用者に与える
ものであるということは、ストライキ
が労働者の社会的な地位から必然的な
行動である、これよりほかはないとい
うことになるわけです。

そこでそうした社会的な必然的な活
動というものを、市民社会の原則であ
る契約の自由ということから考えてみ
ますと、契約の自由というものを論理
的に一貫して行きますと、労働契約を
結ぶことも自由だけれども同結をする
ことも自由だ、そうしてみんな仕事を
やめるといふことも私的自治の部分で
あつて、それによつて解雇の問題だと

か或いは場合によつて損害賠償問題と
いうものが多少起るにしても、ともか
くそのこと自体は自由であり私的自治
の問題であり、警察官は関与すべから
ざるものであるというのが、契約の自
由の原理から見れば当然であらうと思
う。だから本来先ず争議という一つの
事象を契約の自由という市民社会の一
般原則の上で捉えてみました。これ
は警察力は本来出ないのが建前です。
だからこの九に聞かれておるピケット
に対する国家権力の介入は如何なる場
合を正当とされるかというこの基本
的なものとしては、原則としては出な
い、争議の中には出ないと思ひます。
あつてと考へてよからうと思ひます。
ところがその原理が一般的に打立てら
れているにもかかわらず、先ほど野村
教授がおつしやつたように、どの国に
おいても、各国権力を発動してスト
ライキを抑えて来ておつたというのは、
これは明らかに事実なんです。のみな
らず先進国であつたイギリスにおいて
さえ主従法と申しますか、マスター・
アンド・サーバント・ローというのが
一八七五年頃までイギリスに残つて
おつたように記憶するのであります
が、こういう法律によると、ストライ
キすること自体が労働契約に違反す
る、刑罰上の違法として捕えて、併し
使用者が同じ労働契約を違反しても、
これは民事上の損害賠償の問題しか起
らないという不公平なことがずつと行
われておつたのが実状です。のみなら
ずコンスピラシーなどの考え方により
ますと、これは常に一種の共謀罪の理
論を以て抑えられて来ておつた。こう
いうふうな考えられるのですが、だか
らそれは市民法の一般原則から見ても

従来はその原則を破つて抑圧せられて
おつたと考へてもよいわけでありま
す。ところがそれに対しては、先ほど
からのお話があつたようにいわば労働
者の現実の生活というものを無視した
わけでございます。必然的に起るもの
を抑えて来ておつたわけでありま
す。おのずから無理だというふうにな
らざるを得なくなる。つまり労働者が
戦つて来たわけでありま。そうして
そうした労働者の社会的地位から行わ
ざるを得ない活動というものを承認し
たところ、いわば争議の自由というも
のがある、こう言つていいわけです。
だから争議の自由ということとは、市民
法的な契約の自由という考え方に
ての一つの発展という要素を持つてお
る。併し同じものではない。市民社会
における原理である契約の自由とい
う考え方には、個々の人間が自分で必然
と対立して全く自由な立場で契約をす
る。つまり必然でない自由、こういう
自由の上で契約を結ぶという建前が契
約の自由ですが、この争議の自由或
いは団結の自由という場合には、争議と
か団結というものを一つの必然的な
のとして、而もその必然的な行動が自
由だというふうな保障しておるのが争
議の自由の意味だかろうと思ふ。だから
争議の自由を認めるということとは、た
とえ一つの自由権として認めるにして
も、市民社会の一般の原則としての自
由権というものは、すでに多少ニュー
アンスの違つた性格を持つておる、い
わば社会的必然的な活動、そのことを
彼らの自由だと認めている性質を持つ
ているのだらうと思ふ。

そこでそういう争議行為というものの
の自由のうちにはどういふことが含ま
れるかといふことを考へてみると、少
くも労働者が使用者と団体交渉をやつ
て行く上において一つの社会力、先ほ
ど申しました社会力、つまり使用者だ
けで働いてみるというこの社会力を発
動する自由、これを含むわけでありま
す。これはどういふ形で行われるかと
いへば、先ず使用者を少くも労働市場
から切離すということがなければなら
ぬ、使用者を労働市場から切離すこと
によつて働いてみるということにな
ればならない。だから積極的に所有権
を妨害するとか侵害するとかいふこ
とが含まれるのじやなくて、所有権だ
けを機能として仕事をやれるならやつ
てごらんない、或いは労働階級から
離れて一体働ければ働いてごらんない
といふところに、争議といふものの
持つ社会的な意味があるわけ、そのこ
とを承認したわけです。そこでそうい
うことを承認したといふことは、すで
に市民法的な原理から言へば、或いは
損害賠償だとか或いは解雇の自由だと
か、それらの形で使用者も又これに対
抗し得るわけです。こうした活動をそ
のまま承認して置くといふことになる
と、労働者としては実質上殆んど争議
の自由といふものが保障されない。だ
から争議の自由を承認するといふこと
のうちには、すでに使用者が労働者に
対して市民法的な自由の下で、自由な
所有権の機能を発動するといふことに
対する或る種の制限を含んでおる。そ
れが先ほど磯田教授が言われておつ
た、いわば労働契約によつては刑事的
民事的強制を伴う義務を課し得ない
といふうなことをおつしやつておりま
したが、少くも争議という形で行われ
る労働契約の拒否に対しては、労働契

約の破壊に対しては、或いは不履行に
対しては損害賠償というふうな形でこ
れを追求したい、こういうことを承
認しなければ争議の自由といふものは
成り立たない。

そこで争議の自由といふものの中に
は、今言つた、先ずいつでも仕事を
つちやれる、それと共に一面に使用者
をいわば労働市場から切離す、こう
した行動の統一されたものが争議行為
だと思ふ。そこでそういう使用者を
労働市場から切離すためには、労働組
合が大きくなるということが必要なわ
けであります。だから労働組合があら
ゆる形で自己の組織を拡大して行く活
動、つまり組織拡大の活動といふもの
は、これが労働者の団結権の中心とな
つて来るわけでありま。組織を拡大
することによつて使用者を一応労働市
場から切り離し得る、そのためにはい
わゆる団結権が十分保障されておらな
ければならないといふことになるわけ
です。それと共に或る特定の使用者に
対してこれを労働市場から切り離した
めに、一つはユニオン・ショップ、ク
ローズド・ショップといふ形で、協約
というものを通して他の労働市場から
平素切り離しておくといふこともある
わけですし、それから協約の中でスト
ライキ中だけ使用者を労働市場から切
り離し得るために、スキャップ使用の
禁止条項と申しますか、そういうもの
をあらかじめ協定しておくといふ場合
も出て来るわけです。それでもなお十
分でないところ、いわばピケットとい
うものが成立つ余地がある。ピケット
の第一の狙ひは、何と言つても使用者
を労働市場から切り離して行くところに
目的を持つわけでありま。だから

ストライキ破りに対するビケツトというのを中心とならざるを得ない。そしてそのようないわば労働市場から使用者を切り離すという、そういう活動を承認するのでなければ、ストライキの自由というものを真に認めたことにはなりがたいだろう、こういうふううに考へてよからうと思う。そこで我が国の憲法は申すまでもなく、そうしたストライキの自由というものを何らかの積極的な一つの法益として考へて、これを基本権という形で保障いたしておきます。単にはかの思想の自由とか集会、結社の自由、学問の自由とかいうふうなものの一応區別された、一種の積極的な権利という言葉で保障しておる。つまり憲法二十八条は、團結権、団体交渉、その他の団体の行動する権利を保障するのだということを明記しておるわけであり、ということとは争議の自由を保障するということが自體の中にすでに従来の市民的な自由に対しては制限する内容を含むような、そのような自由を認めるのでなかつたら、本當の争議の自由を認める意義をなさなわけであり、更にそれに積極的な法益として憲法はこれを保障しようという態度をとっておるわけだ。

それと、それから、却つて一つの正義だという考への上に立つておると見てよからうと思ふ。だからストライキは當然ビケツトというふうなものを含んでおる。そのビケツトというものは先ず何よりも使用者を労働市場から切り離すという意味を持つて来るということだと思ふ。

そこでビケツトは第三番目の如何なることかというところでございすが、これは普通監視するということですが、追隨したり或いは或る程度住居を取巻いたり、或いはデモンストレーションを多少かける、それから斥候みたいな役割を果したり、或いは又歩哨みたいな役割を果したり、そうしたたつたストライキを防衛するためのものもろの活動を含めて考へられておるようであり、この定義は、例えばイギリスの一八七五年法などにも書かれておるのでございすが、これは省略いたしまして、つまり争議を守るためのいろ／＼な防衛的な意味を持つた活動と見てよからうと思ふ。その主体は先ほども野村教授が言われたように、ただ単にその組合員というだけじゃなく、その同じ戦列に立つ労働者の連帯性から当然要請せられて来る範圍の人間がその主体となるわけだ、先ず何よりも第一番にはスキヤツプに対して行われるのが当り前だと思ふ。つまり労働市場から使用者を切り離すということの意味であり、それだけではなく、いわば使用者を更に商品市場からこれを切り離して行くということから第二次の意味でのビケツトが打たれる。つまり使用者から御業であるとか

小売店に対してビケを張るというふうな、そういうビケツトも出て来るわけだ、だから客体は直ちにスキヤツプだけではなくて、もう少し広汎な対象を持つ。それから目的は今申しましたように労働市場から使用者を切り離すことを主たる目的としておるということであり、その手段については、先ほどから申しましたいろ／＼な形でなされるわけですが、特に問題となつておりましたのは、スキヤツプに対してどこまでできるか、次の問題に關係して来るわけですが、単に説得するといふ、ピースフルに説得するということまでできるのか、もう少し何かできるのかという問題に焦點が絞られて来るわけであり、平和に説得すること自体が実は過去においては、割合近い過去まで各国においては抑えられて来ておつた行為であることは確かであり、つまり脅迫と平和なる説得との限界という問題が常に起つておりました。平和なるビケツティングというものはそも／＼これは概念矛盾だ、平和なるビケツトなんというものはあり得ないのだというふうな意見さえも往々に出ておりました。これは先ほどお話ししたやうな、アメリカのストライキは激しいストライキで、タイプル銃を持つたりダイナマイトを持つたりして出ますので、こういうところに大體ピースフル・ピースウェージョンというものがあつて、かつたことが随分問題になつておりました、その辺を中心に随分議論があつたわけであり、ものが成立つ、その平和なる説得という限りはこれはもう文句はない。それはアメリカの言論の自由というふうな

ものと結び付けて肯定せられた理論であります、我が国においては平和なる説得ということとは、これはもとより正當でありますし、檢察庁もたしか平和なる説得ならよろしいということ三越などの場合にも表明せられたかと記憶しております。先ほども磯田教授がおつしやつたやうに、我が国でストライキ破りというふうなものは、これは極めて暴力的な性格を持つておる場合があまり、そのみならず単にストを破るためだけのものではない。つまり自分らの生存権、そこで飯を食うためでなく、ストを破ることに報酬として金をもらふ、こういうのが通常のスト破りとして我が国で考へ得るわけであり、従つてこれにはピースウェージョンも何もききません。だから説得をするためにはとにかくスクラムを組んで先ず待てとめざるを得ないといふやうなのが実情であります。アメリカなどでそういうやうな問題をどう解決しておるか、最近のことはよく存じませんが、少くもワグナー法の初めの頃などは、職業的に雇入れたスキヤツプというふうな者を使うといふこと自体が不当労働行為なのだといふやうな形でたしか救つて行つたかと思ふのでありますが、我が国の一般的なスト破り、スキヤツプのあり方を頭に置いて考へて、而も我が国の争議権というものが、労働者の基本権として承認しておる単に争議の自由ということ以上、何物か積極的な意味を保障しておるのだとすれば、労働組合が小さければ小さいほど当然強いビケツトが張れる。つまり労働市場に対する発言力が弱ければ弱く、より強いビケが張れると考へざるを得ない。そうする

と私は一般的な事態から見れば、我が国ではスクラムまで組めるといふやうに考へていいのじやなからうか。若しスクラムまでも組めないといふならば、特にそのことを明らかにする必要がある。つまり平和なる説得が如何に行われておつたかといふことをむしろ明らかにすべきでないか、それを我が国の場合一般的に考へるなら、スクラムを組めると考へるのが本當じやないかといふふうにも考へておるわけであり、つまりそのスクラムを破ろうとするスキヤツプは、殆んど一般的な状態であり、スクラムを組むといふことはどうも否定しがたいのじやないかといふふうにも考へております。

併し何といつてもこうした範圍といひますのは、これは極めて微妙でありまして、争議目的にも多少關係がございし、それから労働組合の組織がどれくらい力を持つておるか、つまりストライキ破りが入つて来ても殆んど何の役もなさないうくらいに大きな統制力を労働市場に持つといふやうな組織であるかどうか。それから労働協約の中にスキヤツプ禁止規定があるかどうか、或いはスキヤツプ、ストライキ破りがどのやうな態度でビケツト・ライオンに躍り込んで来たかといふやうな、そうした具体的な事態を見ながら現実には評価せざるを得ないのでございすが、けれども、一般的に見ればむしろスクラムは組めるといふやうに考へたほうが具体的じやなからうかといふふうにも考へております。

それから、従つて又それ以上の行為

があつて、こちらから暴力を以て臨むということでは、これは許されないといいことになるわけでありませう。併しそれにしても、労働関係の一つの社会力による解決ということに重点をおいて、その解決の流れるままに法が保障しよう、こういう根本的な原理から見れば、多少の行き過ぎその他について直ちに国家権力が発動すること、これが、法を活かすゆゑんかどうかという点から考えると、むしろこれは社会力の動くままに、動くのを原則としてとつておいたほうがよいように思ひます。それから使用者が違法な行為を以て臨んで来たときには、先ほどから幾たびか言われておりますように、この範圍ではお互い様のことで、少少激しい活動も行われ得る、だからこの辺はやはり先ほど両参事人から言われたごとく、具体的な場合を見なければわかりにくい、じやなからうかと思ひます。

それから対象として第二組合の場合はどうか、つまり外から全く第三者的な形で労働者を雇つて来るということじやなくて、第二組合の場合はどうかといひますと、これは私は固結強制という観点から多少問題を持つと思つてあります。第一組合、一つ組合があつて、争議中分裂したというものに対しては、これは相当強いビケツトも張れるというふうに思ひますが、初めから第二組合があつたという場合、どこまで一体これを阻止できるかというふうなことはかなり問題になる、じやなからうかと思ひますが、これも労働者階級としては誰かが、どこかの組合が自己の生活権を擁護するために仕事をうつちやつておる、これをこ

わすは、その目的を挫折せしめるほどみずからの労働権というものを一体主張していいものかどうか、労働者相互の関係で言へば、どうしてもストライキ破りという結論を導くようなその他の組合に対して行い得るかどうかというふうに考えますと、どうも私は第二組合に対してだつてやはりビケツトは張れるというふうな考えでよろうと思ひます。というのは第二組合が第一組合のストを破つてまで、みずから労働するという労働権の主張というものは、併しもとより長期のストに亘つて彼らが、第二組合の人たちが職場からずつと切り離されておるということになつて来れば、これは又別問題で、そうした場合は具体的な実情を見て考えるよりはかあるまいというふうに思ひます。それから使用者のみずからが、例えば社長がみずから作業服を着てして作業をする、そのために入つて来るという場合に、私はこれはスクラムで阻止するということはできないと思ひます。何となれば使用者を労働市場から切り離すのがまさにこのビケツトの狙いなんでありまして、使用者のみずからが手兵をひつさけて、自分の使用者側と称する者によつて企業を動かして行くこと、このこと自体を阻止することはできない、このように考えますので、使用者が操りかけで仕事をやり出す、或いはトラックに積み込むというふうなことをやり出せば、これはそのま放つておくよりしようがなからう。勿論放つておくという意味は、それに団結の威力を示して階級的な非難を浴びせかけるといふことが許されな

いというのじやなくて、スクラムを組んだりすることはできないだらうという意味であります。

それで実例についてありますが、三越争議の場合は、これは先ほど磯田教授もおつしやつておつたように使用者の側に少し無理がありましたから、それに対していわばリアクションとして行なつた活動なので、この場合正當だとおつしやつております。私もそのように感ずるのでありますが、更にもう一つ三越争議の場合に申し述べておかなければならぬ問題は、一体お客さんに對してビケツトが張れるかという問題であります。お客さんに対してビケツトを張るということは、いわば使用者を商品市場から切り離すという活動であるに違ひない、これに対して私はスクラムを組むということではできないと思ひます。ただいば言論の自由といひますか、皆さん御協力願ひますというので働きかけることはできるけれども、お客さんに対して全くスクラムを組んで入らないか、併しながらいできないのじやないか。併しながら、その争議の場所での統制はやはり争議主体である労働組合が握るべきであるから、この入口から入るのはやめてくれ、こつちから入つてくれというものは、これはよからうかと考えられるのであります。ところが三越争議の場合には、お客さんと野次馬と、それからビケツトと学生アルバイトが皆一緒だに來たようでございます。それで又實際そのことは考えられることでありますので、野次馬だつてこれはお客さんですから、野次馬にはビケツトは張れない、スクラムは組めないわけでありま

すけれども、併しながら一体どこまでが野次馬で、どこまでが学生アルバイトか、實際わかりにくかつたと思ひます。ああいうときには、あの少女たちのスクラムが、これが違法だとは到底考えられない。のみならず余り物々しく警察がやられ過ぎたのじやなからうか。むしろ繁華街でありますので、却つて一つの良識が出て、或る種の統制というやうなものがおのずから生ずるのであつて、そうした社会的なコントロールにむしろ放つておいたほうが望ましかつたやうな気がするものであります。

それから日産鋳工場の場合というのは、これは両参事人とも今日資料を御覧になつたごとく私も今拝見いたしましたので、余り迂闊なことは言えないのでございませう。先ほど警察の声明をめぐつて多少何かございませうが、あの声明が若しなされておるのだと思へば、ああいうことはやはりしないほうがよからう、その底に流れておる考え方というものは、磯田教授の批判されたごとく、かなり一方的な見方ではなからうかといふふうな中上上げておくだけにどうもたいと思ひます。それからなおこの事態はどうかかわりませんけれども、農民などが出て来て出荷を手伝つたというやうな事態かと存じますが、そうなればやはり一般のスキヤップに對するビケツトと同様に考えるべきであらうかと思つております。

それから判例の変遷は、今野村教授の公述せられたごとくであります。判例は我が国だけでなく、どこの国でも長い目で見なければ傾向は出て来ない。一たびいい判例がアメリカなどでもどこかの州で得られたからといつ

て、ほかの州はそれと違つた判例を出しておるわけございまして、それがだん／＼と積り積つて長い目で見れば傾向が出る。それから例えは法律で保障されておつても、イギリスなどではかなり判例がこれにブレーキをかけて來ておるといふ事例もございませう。どこの国でもいば判例の変遷はなかり長い目で見なければならぬのじやなからうかと存じます。我が国の場合も、今各地裁がかなり違つた態度を示しておられますし、まだ判例の傾向といふやうなものはつきりつかんでしまふといふのは早からうかと思つたりいたします。

それから次のビケツトに對する国家権力の介入でございませうが、これは一番初めビケツトの意味を申上げたごとく、それは争議権の濫用でございませうし、争議権を承認するということは、まさに社会力の発動そのものとして承認する、つまりこれを法律によつて細かく規制するといふことが、實際は労働の間に何物をも解決しないといふことを自覚したからであります。つまり労働の關係というものは、社会力の動くままに一応承認しながら、それに出て來る一つの両者の妥結、両者の解決、これによつて円満を期しようといふところに、争議権を保障する法の精神があるのでございませうから、国家権力の介入といふものは、クリアー・エント・プレゼント・デインジャーの現実に存在するといふことが客觀的に判定し得るという場合にのみ発動すればいいのであつて、濫りに出ないのが本當だらうかと思ひます。要するにビケツトという活動は、争議行為の重要な、重要というより、むしろ争議権の

発達はビケットの権の発達として出て来たような実態から考えますと、ビケットという行為自体は、先ず行為の性格として一つの正しいものであるという前提で考えて行かなければなるまいかと存じております。

甚だまだ申し足りないところもございますけれども、御質問がございまして、たうお答えすることにしたしまして、取りあえず私のお話を終ります。

○委員長(栗山夏夫君) 有難うございました。それでは参考人の御意見が終りましたから、適宜御発言を願います。

○寺本廣作君 只今沼田先生から警察の声明をめぐって問題があつたというお話ですが、私が申し上げましたのは先方に対する資料の提供の仕方の問題にしたいわけでございます。その中にすでに取消しになつておる資料を先方にならしたのじやないかということの問題にしたいのであつて、その声明そのものを問題にしたのではございませ

それから沼田先生にお伺いしたいのでありますが、先生のお話でも、ビケットというのは、労働市場から使用者を切り離すことが普通の場合に行われる、この労働市場から使用者を切り離すことが目的だと、併しそれだけではなく、もう少し広汎な対象を持つものであつて、使用者を商品市場から切り離すことも含まれる場合があるというお話であります。あとで例を挙げられまして、例えば三越事件で顧客に対してビケを張るということは、商品市場から切り離すという役割を持つのであるから、これもビケの一種ではある。併しその場合にはスクラムを組む

のは適當でない、言論によるのが適當であらうと、こういうお話でありましたが、先ほどの先生のお話によりまして、労働市場から切り離すときはスクラムを組んでもよろしいと、併し商品市場から切り離すときはもう少し穏かな手段でなければならぬと、こういうことが含まれておるのですか。

○参考人(沼田稻次郎君) その通りでございます。それで労働市場から切り離すのにスクラムを組むというのは、応原則的には我が国では認められるのではないかとこのうに考へております。というのは大体どのストライキ破りを見ても我が国のストライキ破りはいつとも必ず会社に落着いてしまつて、そしてつと働いて行つたという例は殆んどない。殆んどストライキを破ればおしまいなんです。だから臨時雇のストライキ破り、つまりこれが臨時雇になつて、株式会社を作つて機械銃を持つておるといふようなそういうストライキ破りはないのですけれども、或る種の臨時雇的な副業的なストライキ破りのものが多い。そういうのが実態なんです。外国なんかではストライキ破りを雇つておつて、これは寺本さん特に御存じだと思つておるんですが、争議が落着いたらストライキで雇つた人はもう帰る場所がなくなつてしまふ、そういう場合はどうするかというところが問題になります。そんなことは我が国では殆んどないのじやないか、それで我が国では一般的にはスクラムを組まなければならぬ、つまりピースフル・パースウェイジョンをやる、それをすくもスクラムを必要とするといふふうには私に考へておる。

○寺本廣作君 鏡工場の件、具体的に

なりまして、大変恐縮でございまして、又問題を部分的に取上げるという点、私自身この事件の全体的な把握を願うという意味ではなく、部分的に取上げる点はお許しを願いたいと思ひますが、鏡工場の出荷ストは最終の段階で農民が出て来て問題が非常に紛糾いたしましたけれども、その前に平常の姿で肥料を取り取りに来ておつた日通であるとか日産産業であるとか、通常の運送業者がいつも引取りに来ておつたが、出荷ストが始つたときに又その人たちが引取りに来ておつた。それが坐り込みその他の方法で拒否された。勿論坐り込みまでに至らなかつたかも知れませんが、そこは説得の範囲というものが具体的問題になりますけれども、通常の引取人が来て拒否された。若しそのビケットを通じて中に人ればその人たちは、運送業者が中に入つて、その工場の労働者がやつておつた仕事をやるのじやない、つまりこれは沼田先生が言われた代替労働に該当するのではない、肥料の引渡しを非組合員だけでやるという姿なんです。その場合には、非組合員である三越の従業員が営業を続けておる、そこへ顧客が入つて来る姿と同じ恰好じやないか、かと思ひますが、それはどうお考えになりますか。

○参考人(沼田稻次郎君) 今のおつしやつたのは、非常に興味深い私は問題だと思ひます。お客じやないか、つまり先ほどから沼田教授が言つておつたようにスキヤップでない、お客じやないか、こういうお考えだろと思ひます。それも私は確かに言ひ得るやうに思ひます。そういう面もあると思ひますが、併しその場合持つて来方で、こ

れは私よく詳しく讀んでおらないのでわかりませんが、何かお前らが嫌ならおれたちが引揚げるといふので持つて来たのじやないか、かなり農民団体なんか……。

○寺本廣作君 それは最終の段階で

○参考人(沼田稻次郎君) その前の段階では誰がやつたのですか。

○寺本廣作君 その前の段階は運送業者で、いつもそこに肥料を取り取りに来ておつた運送業者が肥料を取り取りに来て、それを阻止した。

○参考人(沼田稻次郎君) それはやはり運送業者……、他の需要者の入れない場合、外から来ておる運送業者だとすれば私も疑問だと思ふ。

○寺本廣作君 それは日産化学の労働者でなく、全然別個の運送業者です。それは需要者が雇つておる運送業者です。販売業者が雇つておるのではなく、需要者が雇つておる。

○田中啓一君 私はこの前には委員会にはいりませんでしたけれども、その問題は実は肥料需要者側の一人として私の見解を述べて質問したら却つて判明すると思ふ。これはこういうことなんです……。今やつてはいけません。か。

○寺本廣作君 今日は日産化学の問題よりも、これを法律問題の一つの例として部分的に取上げて御意見を伺つておるのです。必ずしも日産化学の現実の問題と符合せざることを承知して、つまり法律関係をはつきりさせたいから伺つておるわけですね。

○田中啓一君 法律関係は私の申すことを言うとなおはつきりするのだと思ふので、ちよつと申へ入れて下さい。これはこう思つて私はいるのです

が、日産化学の鏡工場の肥料は、しまいに結局農民が取りに行つたときに大騒動をやつたわけですが、その部分は先ず日産化学から農業協同組合、系統的でありますから、全国の購買連合会が買つておるわけですね。これは工場における貨車乗せの姿のところから買うわけになるのです。そうして貨車乗せまでするときは債務を持つておるわけですね。ところがそこそこへまあ引取りに行くのは日通なんです、平生は……、ところが会社が債務を履行せし、日通が行つても埒があかんし、そこでその全購連の買つた肥料というものは、全購連はこれを県購連に送り、県購連は町村の農業組合に流つておるわけですね。農業協同組合は又百姓に流つておるわけですね。組合員に流つておるわけですね。その連中に肥料をやらなければならぬのに、肥料がやれんから埒あかねて取りに来たわけですね。だから百姓が引くのを待つておればいふやうなもの、仕方がないからその債権の履行に行つたわけですね。一種の強制執行なんです。そういう実は事態です。本質はさうでございまして、横から見られると余りそういうことはよくわからないのです。何か農民が百姓一揆でも仕立ててやつて来たとか、或いは会社がやつたとかいふ／＼なふうに見られると思ひますけれども、これは警察が非常に心配したのも、必ずしも先に供出を控えて需要期に肥料が流かなかつたら非常に問題になりますから、そういうことで非常に心配されたものだと思います。そういうことですから、そんな実は真相のあることを頭

に置かれていろ／＼法律問題を御検討なさつたらどうかと思ひます。

○寺本廣作君 只今田中君から幾々御説明がありましたが、事実問題はこれまで長い間たくさん参考人と呼んで或る程度確めたのであります。それに基いて多少事実関係はつきりせんところがありまされども、その中から抜き出した法律問題だけお伺ひしておるわけでありまされども、その中から抜きの問題と違つた形で出されておるよ

うに思ひます。

○寺本廣作君 そうです。

○参考人(沼田稻次郎君) 今の問題はやはり一般論としては商品市場から切り離す問題だと思ひますが、ただ期待可能性の理論とかそういうものがあるから、具体的に判定するよりほかに仕方がないというふうな考へておられます。

○寺本廣作君 もう一つこれは磯田先生にお伺ひしたいのですが、まあ先生の御説明で大分細かい詳しい御説明だったので、ちよつと私たちの頭の中には細かいことは残つておらないですが、結局このビケツト・ラインの合法性の限界をどこに線を引くかという問題であります。説得ビケ、P・P・ブラス・アルファ、それを裏のほうから言つと、物理的な力によつて阻止することはいつても正当だというのは使用者に酷だ。従つて裏から言へば物理的な力、マイナス・アルファだ、その中間のビケ・ラインの合法性に限界がある、こういうふうな御説明を承わつたのですが、それでそのアルファが判例の傾向として、傾向については野村先生からも、アメリカ流の平和的説得というふうなことが例にちよつと出

るといふような御説明がありました。最近の判例の傾向を御覧になりました。そのP・P・ブラス・アルファ、そのアルファが大きくなりつとあると御覧になりますか、それとも小さくなりつとあると御覧になりますか、裏から言つと物理的な力マイナス・アルファ、そのアルファが大きくなりつとあるか、小さくなりつとあるか。

○参考人(磯田進君) 只今の御質問ですが、先ほど沼田さんからもおつしやいましたように、判例の傾向といふのは三十年、五十年と長期的にとれば、これは勿論世界的にずつと拡大しておることは申すまでもありませんが、併し戦後の日本の判例、特に多くは地方裁判所あたりですが、これはどうしてもしグザグザのコースを歩みますので、傾向として拡大しつとあるか、狭隘化しつとあるかといふことは一概に私言えないと思ひます。けれども本来平穩説得オンリーだ、そういう線から出発したものであれば、これは明らかにブラス・アルファが、そのアルファが出て来つとある。例えば野村教授が紹介された日通新湯事件あたり、これは中労委の事件ですか、又福岡の三友炭鉱、これはレールの上に寝ころがつて、日通のトラックをどこか持つて行つて、ひつくり返すまでやつたかどう

か知りませんが、相当程度やつておつた。その程度のことまで許容されておるといふことですね、そういう線がやはり出て来ておるといふことは、アルファがやはり拡大しつとあると考へていいのじやないか、私はそういうふう

に思ひます。只今の御質問には私一応それだけですが、なお委員長、先ほど

寺本さんからの御質問についてに答えてよろしくごさいますか。

先ほどのあれですね、需要者とみなすべきか、つまり一般第三者とみなすべきか、或いはストライキ破りとみなすべきかという点でございませうね、労働者の資料によりますと、鏡工場の倉庫の四十七名がストライキに入つた、そうなるておりました、そうするとやつぱり全力を挙げれば四十七人の人たちがこれをやるべき業務であつたわけ

です。それを四十七人が全部ストップしておるので、そこへ日通あたりから何か取りに来た。してみればやはり四十七人乃至四十七人の何分の一になりましか、通常の場合の肥料引渡しの際の労働人員ですね、それに相当する者をやはり日通の中から持つて行つたと考へなければいけないじやないか、その点先ほどちよつと……

○寺本廣作君 少し事実問題に入りまされども、今の鏡工場の肥料引取りというの通常の状態で肥料の搬出をしよう、つまり製造する、製造製品ができる度合に応じて出そうといふのでなく、もう製造はすつかりとまつておる、そこに貯蔵されておる肥料を令当面要する分を取ろう、そのためには四十七人がストライキをやつておるけれども、引取人が普通の状態であれば、この四十七人の労働は非組合員で賄える、こういう説明なんです。この間の事実調査のときの説明は。

○参考人(磯田進君) 若し事実がそういうふうな確定されたならば、私の先ほどの議論は事実と外れることになりましか。併し私法律家として考へますと、通常四十七名を要しておる、それがゼロになつておるのに、それで業務が円滑に行われますことはどうも不思議だと思ひますので、やはり何か四十七名の欠落した労働力に対する代替というものがどこから、非組合員だけでそれが全部賄えるかといふことはむづかしいのじやないか。

○寺本廣作君 四十七人の労働を非組合員で代替したとは私もあの事実調査、参考人からの意見を聞いたときとてういふ印象を受けたおりました。四十七人でやつておつた仕事の何分の一かを非組合員で代替してやつたものだ。

○参考人(沼田稻次郎君) 私、非組合員といふものにちよつと限定して頂きたいと思ひます。協約によつて非組合員といふふうな我が国でされておる部分は、本当は組合員であつていい人、これをユニオン・ショップなんか結んでおる関係で、ユニオン・ショップの適用範囲外におくといふのと、それから或いは争議のとき争議に直接参加しないといふ意味とで非組合員においておるのが多いのでございませう。そういう観点で参りますと、この非組合員であつても、本来労働者と考へ得る人たちが、何となればそういう人たちは門衛なら門衛という仕事をやる限りにおいて争議に参加しなければならん、それを使つておる。そうしてストライキの代りをやらせるといふことについては工合が悪い。

○吉田法晴君 鏡工場の例も直接この問題を究明いたします原因にはなつたのですが、それに関連して一般的な問題を取上げておるわけですが、鏡工場の場合には、運送会社或いは肥料を引取りに参りました農民が工場の門前へ来た、ビケが張られておる、それから

その場合に引取るうとする肥料は工場の倉庫の中にある、その工場の倉庫の中にある肥料には買売契約ができておる。それで私はそのときに店に買つておいたもの、或いは金を払つておつた場合もあつたらうし、払わない場合もあるでしようし、要するに買売契約が済んでいようし、こういうものと同一ものじやないかと、こういうことを申し上げたのですが、そこで三越の場合等にも関連をいたしますけれども、その場合に、鏡工場の場合にも、それは第三者の業務、それを妨げること、こういうことで警察権の介入があつたやうであります。それでビケの限界とそれから会社の業務、それから第三者の業務、こういうものが錯綜して参る。鏡工場の例は、肥料の引取りについての肥料会社なり或いは農民の業務、こういうことが言われておる。それから三越の場合には、先ほど先生等もお話になりましたが、お客さんもある、それからアルバイトの学生もある、それから三越の中で商売をやつておる他の人も又あると思ひます。これは一

ものでもないでしょうし、それから野次馬は、更にこれは一般業務というほどのものは考えられないじやないかと思ふのですが、そういう業務をみんな一緒にして考えておられるところに問題があると思ふ。こういうふうに考えますが、今の鏡の、或いは三越の場合等に關連して、そこに共通的な一つの境界と、それから業務の接触とについて御意見を承りたいと思ふ。

○参考人(磯田進君) ストライキをやっているところを外から入つて行く側から言へば、それはおれのものだからよこせ、こういつて所有権に基いて引取りに行く、これが一番強うございましょうね。そこで一番ビケット線に對抗する意味で、ビケットラインを打破るべく最も強いと考えられる、そういう所有者について考えますと、所有者といへども実力で取りに行くということは通常許されない。それは例へば、その前提としては、その争議に入つた労働者が法律上やはり占有権は持つておる、現実には占有しておるわけですから、その占有権を排除して、自力で所有権に基く引渡しを受ける、いわゆる自力救済というやつは、これは今の法律制度の建前としては認められていないと思ふ。それは例へば、他の例で申しますと、勿論非常に例で申すから細かい点はありますが、非常にわかりやすい例で言へば、例へば借家人が家主さんから追立てを受けておる。その追立てを受けておる原因、これは例へば家賃をちつとも払わないといううなことで追立てを受ける、ところが頭張つて動かない。そこで大家さんから自分はその家にある建具或いは家具、こういうものをおれは買受けた。

買受けたのだから、おれは所有者だから引渡せというので、大家から買ひ受けたいわゆる第三者が所有権に基いてそういうものを取りに行く、そういう場合に、懸しく引渡せばいいが、引渡さないといふれば、こういう場合にやはり何か手勢を引連れて取りに行くといふことは、これは今の法律上どこまでも認められていない。やはり法律上の引渡しの仮処分を行うとか何とかという法律上の執行方法によらなければならぬ。まあ例へば近くはアングロ・イラン石油会社が石油をイランから日章丸で持つて来た、それはおれの石油だ、出光興産のものではないのだと言つて、人を差向けて無理に取つて来るということは、これは仮処分という方法で取りに行かなければならない。同様のことはではないかと思ふ。従つて仮に鏡工場の在庫の肥料が農民なら農民の所有物であつたとしても、ただそのことだけで無条件にビケットを破れるというものではないといふふうに私は考えます。

○吉田法晴君 沼田先生一ついろいろ違つた場合を申上げます。経営会社のとにかく工場なり機械なり、所有権に基くもの、それから肥料が入れられておる、この場合に問題になりますのは、家の中の家具或いは畳等のことを言われましたが、動産の場合に、やはり占有という問題が起つて来ると思ふのですが、金を払われた側として、所有権が移つたかどうか、こういう問題が起つて来ると思ふ。ところがこれは一応売買契約がついたとして、所有権がどこにあつたか、或いは占有が誰にあつたか、磯田先生は先ほど占有権について、組合にも占有権があるじやないか云々というお話でございまして、その辺の点もございしますが、そういう売買契約を済ましたものについての所有権、それからそれについての引取の権限、程度、それから例へばお客様の権限、或いは例へば野次馬的なお客ですね、そういう場合にはやはり違ひのじやないか、こういうことを突はお尋ねしたい。

○参考人(沼田次郎君) 私占有状態に入つておる場合に、それを破つて入るといふことは勿論できないと思ひます。ビケットを直ちにそれではその占有と見てしまつていいかどうか、ビケットの張り方による。ただ監視しておるという状態、そこを監視しておるといふ状態、それはビケットを張れないといふことは一言も言つていない。ビケットの張り方なんでありまして、つまり通常の場合にスクラムを組んで監視している。ただスクラムを組んで監視しているという点だけでは問題ではないが、併しこれも具体的ないろ／＼な実情によつて違つて来ることで、つまりくりくりから／＼が出て来たたりすれば、これは勿論問題ではないし、それから三越の場合に野次馬と特定の例へば洋服をあらえておつた、それでそれを取りに来たという人は違ひじやないかという点についても私同感だと思ひます。そういうことをそれでは法律論上きちつとこまでは野次馬に対しては何か出て、それからそういう要件を以て来た者に対しては何か出て来るというのを法律で定めるといふこと自体に対しては私は疑問を持つておる。つまり一番初め私が社会力の奨励とか争議の解決とかいふことを少し

やかましく申しましたのは、つまり争議権の根本的な考え方はどういふことかと云へば、法律で細かく規定することが却つて問題を処理したいといふことを承認したところから出て来る権利だ、つまり必然的に起ることとなつて、如何に法律で抑へつけてみたつてやはり起ることは起ることだといふことと自体を承認すること自体から出て来る意見だと思ふ。そういうことを考えると、法律というものは成るべく入らないうで、當事者相互間の解決に任すといふ建前ではなからうか。そうなる例へば、野次馬が来たときと特定のお客が来たときと、細かくどう分けるかといふような問題になつて来ます。一般的には言ひにくい。併し三越の場合には、野次馬に対してはそれが入つていいと思ふ。だから現にやつたわけですから。特定の人に対しては発行したわけですから。入場許可証を発行して、場内整理をやつて、特定の人たち、物件を持つ人たちに對しては、ここをお通し下さい。そのほかの人に対しては何しに来たんだといふことをやつたわけじやないかと思ふ。そういうことをやるのは当然だと、そういうふうな考えでおるのです。だから分けて考えられるといふのは、具体的な事態でも個別的な判定としてしか考えられない。一般的に野次馬に対しては、あれに對してはどういふことかといふことを類型化するといふことはむづかしいじやないかといふように考えております。

○吉田法晴君 今の御答弁の中にありますビケの場所ですね。鏡の場合には工場の門の前に張つたわけですね。倉庫ストが中心であつたように思ふのですが、倉庫のスト、そうすると、倉庫の前でビケを張るといふことも別に問題ではないのじやなからうか、こういう点も考えますが、その場所ですね、或いはその建物等については或いは動くかも知れませんが、工場の外であるうと或いは倉庫の外であるう、そういう点は場所については勿論争議の目的を達しますのに問題ではなからうかと考へるのですが、その点はどうですか。

○参考人(沼田次郎君) 私実は初めこういうふうな考へておつた。倉庫とか会社の中に会社のやつがおつて、そうしてそれが／＼／＼今こちらの設例された場合でも、会社の中におつて、そこへ取りに来る、そこへ会社の中と一緒になつてくつ／＼行つて行くといふのを一体どこで処置するか、勿論それに対してはお前らストライキ破りじやないかといふデモをかけることもできるといふし、それからそんなことをやめてしまへ、いきなり我々はお前ら裏切り者と認めるぞと言つてもそれはかまわぬ。勿論そういう場合に、一体それを全部抑え付け得るかどうか、中に何人も入れておかないで、いわば組合の一種の占有状態と考へ得るような状態にある場合、これを実力的に私的な実力を以て破るといふことは、これはいけぬ。泥棒でも、こいつはおれの物に違ひないと思ふものであつてさへ、これを返すに暴力をを用いることは普通禁じられてる建前から言へば、やはり法的な手続を経なければならぬと考へられる。その場合そこに飛び込んで来るという場合、スクラムを組んだからと言つてこれを違反とは考へられないといふふうに考へます。いわば一つの占有状態があると認められる場合、例へば三越の場合な

庫の前でビケを張るといふことも別に問題ではないのじやなからうか、こういう点も考えますが、その場所ですね、或いはその建物等については或いは動くかも知れませんが、工場の外であるうと或いは倉庫の外であるう、そういう点は場所については勿論争議の目的を達しますのに問題ではなからうかと考へるのですが、その点はどうですか。

○参考人(沼田次郎君) 私実は初めこういうふうな考へておつた。倉庫とか会社の中に会社のやつがおつて、そうしてそれが／＼／＼今こちらの設例された場合でも、会社の中におつて、そこへ取りに来る、そこへ会社の中と一緒になつてくつ／＼行つて行くといふのを一体どこで処置するか、勿論それに対してはお前らストライキ破りじやないかといふデモをかけることもできるといふし、それからそんなことをやめてしまへ、いきなり我々はお前ら裏切り者と認めるぞと言つてもそれはかまわぬ。勿論そういう場合に、一体それを全部抑え付け得るかどうか、中に何人も入れておかないで、いわば組合の一種の占有状態と考へ得るような状態にある場合、これを実力的に私的な実力を以て破るといふことは、これはいけぬ。泥棒でも、こいつはおれの物に違ひないと思ふものであつてさへ、これを返すに暴力をを用いることは普通禁じられてる建前から言へば、やはり法的な手続を経なければならぬと考へられる。その場合そこに飛び込んで来るという場合、スクラムを組んだからと言つてこれを違反とは考へられないといふふうに考へます。いわば一つの占有状態があると認められる場合、例へば三越の場合な

どで、中に前の日から泊り込んでおつたところ、多少不当労働行為的なところがある。三越の場合はそういう点からも非難されるわけですが、そういうことではなくて、いわば重役が中に張りつておる。その門の外をビケを張つておるというふうな場合に、重役が中へ入つて、働いておつてかまわないだろう、こういう考えなんです。まあ商品の小売所あたりへ出ておる、その小売所へ出ておるその商品を買ひに来るやつに対して、これはスクラムを組んで買ひをせよ、ということではできないじゃないか、こういうことを先ほど申し上げたわけです。

○吉田法晴君 具体的にそういうことが起つたわけでもないですが、例として申上げるわけですが、先ほどのお話だと、例えば工場の倉庫の中にあつた肥料を重役が入つて来てかつぎ出した。これは別に咎めるあれもなからう。或いは又重役が課長を連れて来てかつぎ出す、これも恐らく咎めるあれもなからう。但しそれはさつきまあ肥料会社或いは運送会社、或いは販売、購買というものを代表として来られるとしても、その倉庫を破るうとする第三者については、それはビケを以て対抗するの当然許さるべきであらう、こういうふうにお話になつたと了解いたしました、それでよろしいか。

○参考人(沼田稻次郎君) 結構です。なおビケを以てということが問題なんです。どういふビケかということが問題です。

○吉田法晴君 そうするとビケの点について、これは実際は門の前に引かれたわけですね、門の前とそれから倉庫の前とは若干実情が違つて参

ると思ひますけれども、御三人の一般的な理論は、これはビケ或いはスクラムを組む等は当然認められるであらう。併し個々の場合については、或いはストの態度或いはビケ破りの態度、或いは不当労働行為があつた云々というところは違ふだろう、こういうお話であつたと思うのですが、大体共通して申上げますと、ところが個々の例になりますとちよつと多少御三人の方に適用が違つて来る場合があるかとまあ感じますが、それでビケを張る或いはスクラムを組む等を一般的には認められると考へられる場合、それと工場の等の場合についてスクラム組むのがあれが暴力的なストライキの場合としても問題はあつない、それが即ち第三者の場合といふのであつて問題になるわけでありませうか、その点磯田先生等も農民であつてもストをやつておるその倉庫からの搬出というものを直接やるについてはこれは事実上そういう倉庫を破るような行為になるかと申すならば、それはやはりビケの本質から言つて、實際上の運用とか何とかいうことは別問題になるだろう、従つてそれに対してはビケを張ること或いはスクラムを組む等も非合法であらうというように私は承つておるのです、その点は多少或いはほかの方の場合に意見が違つたかも知れんと思つたのですけれども、その辺を突いてお尋ねをしたわけでございますが、磯田先生の場合には大体そうだつたと思つたのですが、沼田先生の場合に多少違つて来るのでございましょうか。

○参考人(磯田進君) 私は今おつしやつた通りの意見を申し上げました。

○参考人(沼田稻次郎君) 私はそれは占有状態かどうかということを見分けなければならぬ。つまり中にすでに会社側の人がおつて、それがみずから力で積み出したり何かするといふことが、私はどこまで阻止できるか、それも具体的な事情を見なければいけないといふことをやまやましく言うのはそこにあるわけでありませうが、一般論として、使用者側が自分で働いて仕事することに対して、それを一体スクラムを以て拒否するといふことは、つまりストライキといふものはお前に仕事をさせないといふんじやなくて、やれたらやつてみよ、つまり自分たちの力で仕事ができたらやつてごらんないといふことで、君たちには仕事はさせないぞといふことではなからうと思ひます、だからお前に仕事をさせないぞといふためには、お前にストさせないぞといふ妨害があるとき初めて主張し得る。お前にストさせないぞといふことは不当労働行為の場合もあるし、占有の場合もある。併しこちら側としましては、やはり建前として君らだけで仕事をやらせたらやつてごらん、こういうことだろつと思ひます。だから一般的には私は組合スクラムといふ強い線が出て来ると思ひますけれども、そういう使用者側で働くといふ場合にはスクラムを組んで来ることはできないと思ひます。

○吉田法晴君 使用者が、先ほど私は重役が自分で持ち出すといふ場合、阻止するあれはなからう。或いは課長なら課長が倉庫へ来てかつぎ出す場合には阻止するあれはなからう。ところが問題は第三者、あの場合第三者、そこではつぎつたわけですが、一応警察のはうでは第三者の引取り業務もそれは業務だ。第三者の業務妨害として、現行犯的にならう、こういう考へ方、ところが実際は倉庫の中に品物が入つておる。或いは深く私は知りませんが、占有といふことは移つていなくなつたとは私には考へるのですが、札が立つてあつたといふことは事実であつたやうです。そういう場合の第三者の引取りといふものも或いは業務と考へて業務妨害罪を成立させることができるかどうか、或いは第三者が引取りに来た場合、それに対して磯田先生の場合には、事実上はスト破りだからビケを張ることは認められるだろうといふことですが、先生の場合に第三者の何といふんですか、占有に移つておつたといふように認めていいんじやないかと思ひます。そういう場合にビケを張ることとはどうか、或いはビケの張りよりも説得の範囲内ならよろしいけれども、スクラムを組むことはどうかといふことになるかも知れませんが、ビケを張ること、それからスクラムを組むことを含んでどうだろうという御意見見……。

○参考人(沼田稻次郎君) 今のような設例の場合には、これは現実に占有してゐるのと見てよいと思ひます。倉庫へ若し入り込んだらどうか、例えば組合がその倉庫に私は入り込むといふのは必ずしも否定しない、入り込むでもいい。そういう場合には占有状態、それが排除して行くためにはこれは私的な力ではできない。つまり個人の力ではそれを乗り越えることはできない。

○吉田法晴君 裁判所の手で……。

○参考人(沼田稻次郎君) それは裁判所がこれに關与することは適當かどうかは別として、というのは私は入り込むといふのは必ずしも違法だとは思つておりませんので、裁判所が仮処分を出していいとは思ひませんが、少くともそういう私的な力が入つて来られない。

○田中啓一君 関連して。私の聞いてゐるのはどうなんですか。会社側は協同組合に対してどうぞお持ち下さい。我々の命令及ばず、私のほうの人は運び出してくれませんか。でありますからここに物はあつたのだ、これをどうぞお持ち下さい。私はこれは飽くまでも会社側が占有してゐると思ふ。それを取りに来た。ビケ張つて入れない。それを何日も押問答しておつた。それでだんだん肥料が、施肥時期というのは春で切迫して来ている。だん／＼農民が激昂して来た。警察も出た。こういうふうにしてゐるのですが、でありますから、これは具体的に言つて、これはどうもビケを張つて協同組合側の入つて来るのを防ぎ得ないものだろうと私は思ふ。その点一つよく御意見を伺いたい。

○参考人(沼田稻次郎君) 今の事情だとビケ張れるのです。だから私實際はよくわかりませんが、その点はよくわかりませんが、併し今のようなお話だつたらビケ張れると私は考へます。むしろ張れる。先ほどの寺本さんの出された設例の場合には問題は起り得るにしても、今のような事実ならばそれはもう明らかにスト破りではないか。

○田中啓一君 どういう理由ですか。

○参考人(沼田稻次郎君) それは今おつしやつたように、農民がやり切れずに取りに来たといふんじやない、そうじやなくて、この肥料は協同組合が受取

る権利を持つてゐるわけですね。金は払つてゐるわけですから。

○参考人(沼田稻次郎君) 金を払つてゐるというだけではだめです。

○田中啓一君 それだけのことでやつてゐるわけじゃないですが、そこで会社側は引取つてくれというわけですね。それを引取りに行つたわけですね。そういう事態です。

○参考人(磯田進君) 私債かう口出すのもどうかと思いますが、金を払つておれものだからいつでも自由に取に行けるという考え方は法律上成立たないと思ひます。それは例へば先ほど私が申しましたように……

○田中啓一君 もう一ぺん、私の言うのは会社側が占有してゐるのじゃないかということをお申上げたのですね。門の外でビケを張つて、ほかの者は入れないようにしておつたところで、やはり私はその肥料の占有というものは会社側がしてゐるのじゃないかということとです。

○参考人(磯田進君) それは占有は重疊的に成立し得る、つまり積み重つた形でAもBも占有してゐるという形があり得るわけですね。だからその場合にストライキの場合に占有があつたかどうかということは事実の解釈問題でありまして、通常はビケツト・ラインを引いてこの中へ入れない、ストライキ団の同意がなければ持ち出せないと言つてゐるのは通常は占有がある場合だと思ひます。而も、例へば先ほど例を引きました日章丸で運んで来た出光興産の石油、あれはアンダロイラニアン会社の側から見ればおれのものだ、おれのを勝手にイランの政府から買つたのだから盗品である。盗ま

れた物をおれが取りに行つてなぜ悪いかという理窟になるのですが、これは裁判所の仮処分をもらわなければ持つて行けない。

○田中啓一君 それはアンダロイラニアンの場合は本来会社が所有してゐたものが、それがイラン側の措置によつて所有権がなくなつたのでどうかという問題です。ところが今の鏡工場の肥料は、会社が占有してゐるので、倉庫係が占有してゐるということはない。

○参考人(磯田進君) いや、あり得ますよ。

○田中啓一君 それはあるならあるでよろしいと思いますが、一休物の占有権というものは、倉庫の鍵を預つてゐる人間が占有するわけですか。

○参考人(磯田進君) それは機関の占有とかいふ／＼な主体がございますけれども、併し通常占有はただ一人だけが占有してゐるというふうには考えられないので、重疊的に占有が成立つというふうには考えられてゐると思ひます。而もストに入つて、ストが終つたら、また明日にでも終ればまた倉庫係として勤務するはずの労働者なんですから、全然会社に対して、その企業なり或いは企業の利益なりに對して全然利害關係も責任も何もない第三者とは私は違ふと思ひます。それが全く外へ出てしまつて、争議団本部をどこかに設けてそこに籠城してゐる。工場のほうに専ら会社の人、守衛、非組合員、それだけで会社を固めてゐる、こういう場合ならば、これは争議団側は占有を外してゐる、こう考へていいと思ひますが、少し事情が違ふように思ひます。

○阿具根登君 仮に今の場合、幾つかの事実を知つておつて、いろいろ觀察も違ふ考へ方があるかと思ひますが、例へば占有権が移つておつたとして、それを又第三者が取るということがあつたかも知れないけれども、どうしてそれが今日取らなければいけないのか、或いは今取らなければいけないという差し迫つた、いわゆる必要でないのに第三者が入つて来ることはビケ破りとみなしていいかどうか、この点をお伺ひしたい。例へば所有権はもうほかの人に移つてゐる。その人は今日無理矢理取らなくてもいいのであるけれども、ところがそれを仲介にゐる人はその必要のある人じゃない人がこれを取りに先頭に立つて入つて来たとする場合に、これをビケ破りと我々みなしていいかどうか、この点。

○参考人(沼田稻次郎君) ビケ破りと見ていいでしょう。

○吉田法晴君 先ほど沼田先生のお話の中にちよつとあつたのですが、使用者がビケに對抗するという場合に、今までは殆んど争議が起つた場合はビケが張られて、そうしてビケを破ろう、こういう場合が多かつたのであります。が、例へば闘争に入つてストが起つた。そこで争議になることが予想される。そこでまあ三越の場合、これは例ですが、第二組合と同じようなことになるかも知れませんが、争議に入つてから仕事をさせる、それを前以て部署につけておくという場合、不当労働行為と考へていいかどうか。大体考へてよさそうなきがするのですが、どんなものですか。

○参考人(沼田稻次郎君) その問題は多少三越の場合のとき我々も問題に

たわけですね。籠城させるといふこと、争議に対するいわゆる対抗手段みたいな形になるのじゃないかという考へ方もあり得るわけですが、併しその目的が明らかに組合の結成、團結活動を阻止する、妨害するといふふうには解すべき場合には不当労働行為だ。つまり不当労働行為という場合、争議行為の故を以て解雇されない。だからその場合具体的事例を見なければならぬ。そのために、妨害するためにやつたということになれば不当労働行為の疑いが強いということ、やはり事実を見なければわからんと思ひます。一般的に言つてその場合どうかということは問題だと思ひます。

○吉田法晴君 それではあと簡単に一つ伺ひますが、実は去年の電産、炭労の争議の起つてから、法務大臣がこれは本会議で或る議員の質問に答えて、ストによつて仕事場を離れた、そのあとでスイッチ・オフ等が行われ、威力的業務妨害罪になる場合が多いと、こういうまあ発言をされたこととか、威力的業務妨害という問題が非常に各方面で起つて参りました。これはその間に法務府なり或いは検察庁なりと私どもとの間にいろいろ折衝の段階がござりました。現地において相当慎重であつた部分もありますが、あとになつて、今年になつて半年もたつて相当出ている例等もあるのです。そこでスト権或いは特にこれはまあビケツトで、今のビケツトの問題、そのビケツトの問題とそれから威力的業務妨害といふのが非常に事例として相当起つてお

ります。そこでその場合に政府は違法

性の阻却があるかどうか、こういう点で、先ほどの御議論からいいますと、スト権或いはビケの正当性が認められるようになったという沿革から考へますと、むしろ全然それと關係なしに、刑法上の違法性だけを考へて、或いは違法性阻却原因があるかどうかというところから考へられておるうちにまあ私も思うのですけれども、併し實際問題として、ビケとそれからその無効の限界として考へられておる威力的業務妨害罪という問題が非常に今問題になつてゐるということはこれは事実です。それで時間があるからあれです。まあ先ほどの沼田さんの御意見を聞きますと、今までの歴史或いはスト云々といふに入るべきであつて、そういうものを抜きにして違法性云々といふものを考へるべきじゃないか、こういう御議論になると思ふのですけれども、実際に相当この問題が起つておるのです。そして暴力団的な者でスト破りが行われようとするものについて、やはり威力的業務妨害罪というものが起つておる事例等もあるわけですね。それでそのビケツトの正当性限界と、この違法性、或いは威力的業務妨害罪云々という問題との限界について、まあ具体例を挙げないで申上げることは大変お話をしにくいと思ふのであります。最近の事例等は多少御存じであらうと思ひますので、その点について御意見を伺ひたいと思ひます。

○参考人(沼田稻次郎君) 今電産で起つてゐる／＼な問題だろうと思ひますが……

○吉田法晴君 炭鉱にもあります。○参考人(沼田稻次郎君) 大体先ほど

一番最後に申しましたように、行為の性格を見てもらわなきや困る、違法性阻却という点からだけ言つていけないというのを申上げておつたわけですね。憲法の今やられておる活動は、私の知る限りではあれは威力業務妨害にならうとは到底考えられせんし、恐らく三、四年前に威力業務妨害だなんて言つて笑われちまつたのじやなからうかと思ひます。つまり法律は變らなけれども、その点の適用の面において非常に争議権を狭めつつある一つの事例じやないかというふうに考へております。

○委員長(栗山夏夫君) 今日には磯田先生は五時までというお約束をお願いをしたのでありますが、大変に長く御無理を申上げて恐縮に思ひます。一応質疑も終つたようでございますから、この際お三人の参事の方々に委員会を代表してお礼を申上げたいと思ひます。

本日当委員会が非常に重要な調査をいたすことにつきまして御協力をお願い申上げたところ、御多忙のところまげておいでを願ひまして、貴重な御意見を寄せられましたことは、当委員会のために非常に仕合せと存する次第であります。厚くお礼を申上げる次第であります。

○宮澤喜一君 私は先ほど委員長の適当と思われるときに法制局長の御出席を得て発言をしたいとお願ひ申し上げましたが、只今発言をいたしたいと思ひますが、如何でございますか。

○委員長(栗山夏夫君) どうぞ。

○宮澤喜一君 法制局長に二、三御意見を拝聴したいと存じますが、大変遅くまでお残りを願ひまして恐縮でございます。

でございます。申上げるまでもなく、お伺ひいたしますのは、純粋な法令上の解釈の問題でございます。具体的なケースについてお伺ひいたすのではないのでありますから、その点お含みを頂きます。参議院規則第四十条の解釈につきまして若干お伺ひをいたしたいと思ひます。この四十条「委員長は、委員会の議事を整理し難いときは、休憩又は散会を宣告することができる」と、この規定につきましては、この規定の性質は宣言的なものであるか、創設的なものであるか、仮に創設的であるとすれば、いかなる内容を創設しておるかというのを一応別にいたしまして、先ず単純に宣言的なものであるか、創設的なものであるかというのについて御意見を伺ひたい。

○法制局長(奥野健一君) お答えいたします。この四十条は、委員会の議事を整理し難いときには委員長は当然に休憩又は散会を宣し得るということの規定としておるのであります。この反対解釈として、これ以外の場合に委員長に休憩の宣告をする権限がないかどうかといひますと、これは委員長の委員会統制権と申しますか、委員会の議事整理権と申しますか、そういう権限に基いて潜在的にやはり休憩を宣告する議事統制権に基く権限はあるというところを前提として、この場合には当然に無条件に休憩を宣告し得るということが規定してあるものと考へまして、これ以外に休憩を宣告する権限はないということではないかというふうに考へております。

○宮澤喜一君 わかりました。そこで私はこの条文をどういうふうな解釈をいたしておりますが、誤りがあれば御訂正を頂きたいと思ひます。一般的に議長にしろ委員長にしろ議事の統制権或いは統制権というものを保持しております。そこでただその権利を具体的にいかなる形でいかなる場合に発動するかというところにつきまして、参議院規則全体の持つております根本的な考え方は、委員長は委員の全員或いは少くとも多数、多数と申したほうが適當であると思ひますが、多数の明示又は暗示の意思というものが従つて一般的にはその統制権を発動するのが適當であつて、これはつまり明示という場合に、仮に動議が出まして、その動議に賛成者があつて、採決によつて行つて明示であると思ひます。暗示の場合には、当然客観的に見て多数の意思に従ひ、それについて異議を申す者が仮にありまして少数であるかと思ひますが、そういう場合であるかと思ひますが、そういうことであつて、ただその例外としてこの四十条といふものは、「委員会の議事を整理し難いとき」も、則ち委員会が混乱状態にありまるときには、多数の意思といふものを平穩な方法で推測する或いは明示を求めろ方法がない。従ひましてこの場合には委員長はその権限を自由に行使してよろしい。只今私の申し上げたような限定を離れて自由に行使してよろしい。もう少し具体的に申しますと、この四十条に従つて権限が行使せられた場合には、政治的な問題としての不信任でありましか、その他の他いふ原因がございまして、そういうものを四十条は創設的に申して、こう解釈してよろしいか。

訂正を頂きたいと思ひます。一般的に議長にしろ委員長にしろ議事の統制権或いは統制権というものを保持しております。そこでただその権利を具体的にいかなる形でいかなる場合に発動するかというところにつきまして、参議院規則全体の持つております根本的な考え方は、委員長は委員の全員或いは少くとも多数、多数と申したほうが適當であると思ひますが、多数の明示又は暗示の意思というものが従つて一般的にはその統制権を発動するのが適當であつて、これはつまり明示という場合に、仮に動議が出まして、その動議に賛成者があつて、採決によつて行つて明示であると思ひます。暗示の場合には、当然客観的に見て多数の意思に従ひ、それについて異議を申す者が仮にありまして少数であるかと思ひますが、そういう場合であるかと思ひますが、そういうことであつて、ただその例外としてこの四十条といふものは、「委員会の議事を整理し難いとき」も、則ち委員会が混乱状態にありまるときには、多数の意思といふものを平穩な方法で推測する或いは明示を求めろ方法がない。従ひましてこの場合には委員長はその権限を自由に行使してよろしい。只今私の申し上げたような限定を離れて自由に行使してよろしい。もう少し具体的に申しますと、この四十条に従つて権限が行使せられた場合には、政治的な問題としての不信任でありましか、その他の他いふ原因がございまして、そういうものを四十条は創設的に申して、こう解釈してよろしいか。

○法制局長(奥野健一君) 先ほど申し上げましたように統制権に基いて休憩の宣告権があるのではありませんが、これは当然合理的な必要のある場合にその権限を行使すべきものであつて、若しそうでない場合には或いは当 不当という問題が起るので、違法とかそれが無効であるという問題ではなく、合理的な必要性のないのにそういうことがあつた場合には、この四十条といふのは、こういう要件の満たされてゐる場合に休憩宣告については不當を論ずることができないという趣旨であらうと思ひます。

○宮澤喜一君 完全にこれは仮想の場合を申上げるので、実例について申上げるのでございせんから御承知をお願いしたいと思ひますが、仮に委員の中に休憩の動議を出した方がありまして、これが正式な動議かどうか、委員会の規則というものはございせんので、実はそのところもございせんので、つきりいたしません。それについて客観的にその動議が……勿論多数によつて支持されるということが明白な場合は別であります。その動議が出たとき何人かが発言を求め、その発言を求めた場合にこれを許さないで委員長が休憩を宣する、こういうことはあり得るわけでありまして、そこでそれが「議事を整理し難いとき」といふような場合であればこの四十条に該当する、そういう場合にこの四十条に該当する、さうして解釈してよろしいか。

○法制局長(奥野健一君) 四十条に該当する場合は、当然当 不当を論ずるまでもなく正当であるのでありまして、その他の場合は結局合理的な必要が客観的にあれば、その権限の行使は不當ではないと申上げるより具体的にちよつと……。

○宮澤喜一君 私はこれから委員長に二、三御質問申上げたいわけなんです。第一法制局長に具体的なケースに何か関連をお持たせするといふような……方一、方二、方三、方四、方五、方六、方七、方八、方九、方十、方十一、方十二、方十三、方十四、方十五、方十六、方十七、方十八、方十九、方二十、方二十一、方二十二、方二十三、方二十四、方二十五、方二十六、方二十七、方二十八、方二十九、方三十、方三十一、方三十二、方三十三、方三十四、方三十五、方三十六、方三十七、方三十八、方三十九、方四十、方四十一、方四十二、方四十三、方四十四、方四十五、方四十六、方四十七、方四十八、方四十九、方五十、方五十一、方五十二、方五十三、方五十四、方五十五、方五十六、方五十七、方五十八、方五十九、方六十、方六十一、方六十二、方六十三、方六十四、方六十五、方六十六、方六十七、方六十八、方六十九、方七十、方七十一、方七十二、方七十三、方七十四、方七十五、方七十六、方七十七、方七十八、方七十九、方八十、方八十一、方八十二、方八十三、方八十四、方八十五、方八十六、方八十七、方八十八、方八十九、方九十、方九十一、方九十二、方九十三、方九十四、方九十五、方九十六、方九十七、方九十八、方九十九、方百。

○寺本廣作君 法制局長の四十条の解釈、四十条の場合には無条件に休憩又は散会の宣告が正当視される。一般的には、潜在的に委員長はそういう権限を持つてゐる、こういう説明でありまして、問題を要として、四十二条の第二項で、「委員から発言を求めたときは、その要求の順序によつて、委員長がこれを許可する」と、こうございまして、それで、委員長がこれを許可することとができれば、委員は発言を求めたときは、その要求の順序によつて、委員長からこれを許可されるというふうな時間であり、それから委員から発言が要求されてゐる、そういう場合に委員長が休憩を宣告する、こういうことはこの四十二条で保障されてゐる。委員の発言権の侵害にならないかどうか、法制局長の御所見を承りたい。

○法制局長(奥野健一君) 四十二条第二項はお説のように、その順序によつて委員長から許可されるべきものである。その許可の順序、いつ許可するかという点につきましては、委員会の議

事の勘案において適当に許可するといふことになりましようが、これもやはり合理的に許可して行くべきであらうと思ひます。甚だ卑近な例でありますけれども、丁度昼食時になつたというやうなときであれば、休憩をするというやうなことは当然議事の整理上委員長の職権としてやれる、正当視されるのではなからうか。そういう場合に発言を求める順序を、そこで一時休憩して、打切るといふやうなことも、全体としてこれは議事が進んでいくといふことであれば、そういうことも正当視されるのではなからうかと思ひます。

○宮澤喜一君 法制局長にはかに御質問がなければ、法制局長の御退席を願ひまして、議事を整理して頂きたいと思ひますが、特に他の委員の御質問がなければ、法制局長にここで御退席を願ひまして、委員長に御質問したい。どうも遅くまで有難うございました。

この問題を再度持出しますことは、非常に実は私残念に思ひますが、昨日午後の会議におきまして委員長に御善処を要望いたしましたにもかかわりませず、今日の午前の終りの頃におきまして、梶原委員の御質問と政府の答弁との合間頃から井上委員が委員長に発言を求めておられました。この発言の内容はほぼ想像がつくことでありますが、今それにつきましてもここに論じようとは思ひませんが、再度の発言の要求がありまして、最後に梶原委員の質問が終りましたときに御発言の要求があつて、それについて委員長は梶原委員が要求されました資料の調整の問題について通産省の政府委員にお話しがありまして、これは至極妥当な御措置であつたと思ひますが、そのあとに井

上委員の御発言をお許しになりませんで、他の、遅れて発言の要求のありました委員の発言をお許しになりませんでした。他の委員は、休憩の動議を、動議と申してよろしいか、提議をなされたわけですが、この間井上委員は前に引

つたかどうかわかりませんが、井上君吉田君その他大分発言の要求のあつたことは承知しております。時間的のことはよく存じません。

○宮澤喜一君 梶原委員と政府との問答の切れ間において井上委員が何度か発言を求められておられたことは、委員長がこれを制止せられたもので当然御承知のことと考えます。そこで伺ひますが、かかる発言がありましたにもかかわりませず、委員長が一方的に休憩を宣せられたのは如何なる権限に基いてなされたか、お伺ひします。

○委員長(栗山良夫君) 委員長の権限でやりました。ちよつとそこを申し上げますが、今日の発言の通告ですが、これは普通の発言じやございません。通告がちゃんと来ております。梶原、井上、田中、その順序でこれは発言の通告が今朝、午前中来ておるのですよ。そこで梶原君が質疑が終つたとおつしやればいいのですが、保留したとおつしやつたのです。それでですから私は梶原君に念を押しました。まだ梶原君が通産省に資料を要求せられたけれども、通産省は出すといふことを答弁し

ない。そこで私は念を押しまして、よろしうして梶原君に保留せられたと、よろしいですか、こつ言つたらよろしいと言われたのです。それならば今日は午後予定がありますから、一応これで次の発言者は次回に譲つて、今日はこれで休憩しますと、こついう工合にやつたわけですね。

○宮澤喜一君 それは多少、失礼でございますが、事実と違つております。委員長はその前に田畑委員の発言をお許しになつております。御記憶でございませうか。

○委員長(栗山良夫君) 関連質問です。○宮澤喜一君 関連質問じやございせん。田畑委員の休憩の動議の発言をお許しになつております。御記憶でございませうか。

○委員長(栗山良夫君) それは動議ですね。○宮澤喜一君 動議とお認めになつてお許しになりましたか。

○委員長(栗山良夫君) 動議という発言があつたか、なかつたか速記録で調べてみます。そういうふうな言葉を正確に言わなければならぬといふことであれば速記録で調べてみます。

○宮澤喜一君 私は動議であると否とに実はこだわつておるのではありませんで、通産省に資料のことはお確かめになりまして、その後井上、田畑両委員から発言の要求がありましたときに田畑委員の発言をお許しになつた。

田畑委員は動議とおつしやいせん。田畑委員は発言を許されて、結局休憩の動議と最後におつしやつたのでありますが、私はそれにこだわつてはおりません。両君の発言の要求があつて田畑

委員の発言をお許しになつて直ちに休憩を宣した。委員長のおつしやつたのとは違つておりますが、それは如何なる事由によつてお許しになりましたか。

○委員長(栗山良夫君) その発言の順序をおつしやつておるのですが、私は発言の順序はこついうふうには理解してあります。普通の場合ですと大體文書で通告するわけですね、予算委員会とか何かは。そういうときは厳格に発言の順序はきめられるのです、ずつと委員会の規則で……衆議院のほうはこついうことはありません、全部発言を通告してやつておりますから。参議院の場合には殆んどフリーに発言を手を挙げて許可しております。それで宮澤君のおつしやるように発言の順序をやるこついうことであれば、発言の順序の記録係が何か置いてこれは一々やらなければならぬ。恐らく委員会の慣習ではこついうところまで行つておりません。

○宮澤喜一君 私は発言の順序にこだわつておりませんので、議院規則四十二條二項によりまして、委員から発言を求められたときは要求の順序によつて委員長がこれを許可する。仮に百歩を譲りまして、田畑委員の御発言が先でありまして、発言を求められておつしやられた。これを御許しにならなかつた理由を伺つております。

○委員長(栗山良夫君) 併しそれは許さなくても、委員長がこの際休憩したいと思へば休憩するこつことは幾らでもありますよ。だからそれは先ほど局長が言われた通りに、こついうことであればこれは委員長が行なつた行

為が適当であつたか、なかつたかといふことを、これは判別願ひよりしやうがないです。こついうことです。

○宮澤喜一君 私が伺つておりますのは、先ほどの奥野法制局長の説明によりまして明らかになつた、委員長が委員会の統制の権限を行使せられますこつについてはこついう制約がある、こついうことを申し上げております。この権限がないと申し上げるのではございせん。それは法制局長もおつしやつた通りでございますが、少くとも多数の意思によつてこれを通例の場合でありましてお持ちになる、これが通例の慣例でございませう。こついうことを申し上げておるわけなんでございませう。

そこで田畑委員が休憩の提案をなされて、これについて明らかに井上委員が発言を求められておられますときに、それをおかまいなしに休憩をお宣しになつたこつことは、仮に先ほどの法制局長の言葉を引用しますならば、委員長の会議の統制権、不法とは申しませんで、不当な行為ではないかといふことを伺つておるわけでございます。

○委員長(栗山良夫君) それはわかりませんね、不当であるかどうか。○吉田法晴君 議事進行について……

○委員長(栗山良夫君) 私は不当だとは考えませんよ。○吉田法晴君 あの、宮澤さんね、発言を許したこつ順序その他について不当を危惧しているのですが、問題は参議院規則ですね。私もこれとにかつ委員会を余り長く引張られるこつことは大変迷惑するのですが、それで参議院規則についてはあなたのところからもちろせん議連の諸君も出ておられますが、議連で参議院としては解釈

するということは一応委員会の建前だ
と思うのです。それで議運で、こうい
う委員会よりも混乱しておりますが、
今この数年間ずっと自由党で議運の委
員長をやつておられる、その取扱ひ等
を見て、私も今のような宮澤君の意
見が出て来るのは実は不思議に思う
のですが、それらのことは今細かく言
うより、一つ議運の委員の諸君につい
て御研究頂くことをお願いし、正規に
この参議院規則の解釈について御議論
がありならば議運で御議論願うことを
お願いして、この委員会はもう一応こ
の辺で御散会願いたいと思います。

○寺本廣作君 委員長から先ほど發言
を許さなかつたことの当、不当は自分
はわからない、皆で御判断願うよりは
かはない……。

○委員長(栗山良夫君) いや、そうじ
やないのです。委員長は正しいと思つ
ておりますと言つてゐるのです。

○寺本廣作君 それを正當かと言われ
たのに、當、不當は自分ではわからん、
皆で御判断願うより……。

○委員長(栗山良夫君) いや、それは
連記録を見なければわからない、委員
長は正當だと思ひます。

○寺本廣作君 いや、當、不當は皆で
判断して下さいと委員長は言われた、
そういうことにならないように、皆で
角を立てて委員長の當、不當を判断し
なければならぬような事態にならん
ように議事運営を私はお願いしたい、
これは私の希望でございます。

○委員長(栗山良夫君) 當、不當とい
うことをおつしやつたから、私自身と
しては正當だと考へております。併し
あなたがたが飽くまでも不當であると
考へるならば、これはやはり成規の手
続を経てそういう工合にお取上げ頂く
よりしようがないということをお上り
上げたのです。

○寺本廣作君 委員長のお話は非常に
まあ角が立つてゐると思ひます。さ
ああなたが不當だと思ふならば成規の
手続を経てやれというは穩かならな
いのです。やはりそういう事態になら
ないように御注意願ひたいと思ひま
す。それを特にお願いいたします。

○委員長(栗山良夫君) 一般論とし
て、寺本君がおつしやつた委員会の進
行をスムーズにやるといふことにつ
いては異議がございせん。

それから特に私は昨日、今日の議事
をそういうことにしている意味という
のは、もう相當連日やつてきたが
おりますのに、而も法務法の調査に
いたしても、今日の参考人の調査に
しても、これは相當時間がかかる、実
際やり出しますと、今日だつて五時ま
でという約束でしたが三十分以上延
びてゐる。これはなか／＼議論が尽き
るはずはない。而もこういうことは研
究事項で、明日やるといふことにはな
らないのです、参考人ですから……、
従つて私もつと延ばしておつたので
すが、あれだけやりましてもなか／＼
行かない。特に今日は私は井上君の發
言を、実は内容を勘違ひしておつた
で、實際私の想像は、藤田君でしたか
言われたことについて、あとでおつし
やつたのですが、僕はそうじやなく
て、今日三人發言の申込がありました
ね、梶原君の發言が非常に長かつた、
お約束では今日一時ちよつと過ぎ、一
時から二時ぐらゐまでの間に参考人を
呼ぶということでした。あと二人の
發言をすつとそのまま許せば食事を喰
べる暇もなくなつてしまふということ
を考へておつた。ところが井上君から
發言がありましたので、これはきつと
私づつと續いてやれと、こういうお話
だつたらうと、それならば私がもう頭
で考へておりましたから、それでよか
らうという氣持を持つておつたわけ
であります。これはそういう意味であ
りました。他意はないのです。

○宮澤喜一君 只今藤田君のことをお
つしやいましたが……。

○委員長(栗山良夫君) それは井上君
なり藤田君がここに傍聴に来ておられ
ましてね。そうして政府委員が答弁を
しておつたのです、梶原君の質問に対
して……。そうしましたならば、その
答弁が、電産の去年の爭議の事實に関
することとして、内容にいささか自分
のやつたことと違ふようなことがあつ
たのでして、事実と違ふというやうな
ことを一言、二言私語のうちに言つて
おりました。そのことであつて發言を
求めて、それはけしからん、そういう
ことは困るから、委員長注意しろ、こ
ういふ御發言であつたことがあつてわ
かりました。

○宮澤喜一君 委員長は、委員外の委
員席に座つて、私語であるにせよ、委
員長のお耳にまで入つた、その發言さ
れたことについて御注意を委員長がな
されなかつたというのはどういふわけ
ですか。

○委員長(栗山良夫君) そこまで行け
ば常識論でありまして、私はお答えい
たしません。それは前に注意はしたこ
とがありました。本国会で労働委員会
を開会いたしましたときに、傍聴者が
若干やかましく言いましたときに、私
注意しております。今日でもたしか一
言、二言言ひまして、あとは續いてお
りません。終つちやつたんです。耳障
りにも何もならない、委員外の發言じ
やないのです。それだから私はとめた
のです。それぐらゐは私は、私も国会
の委員会に六年おりました、いろ／＼
な委員会にも参画し、議院運営委員会
にも出て、混乱状態に陥つた委員会に
参画もしておりますから……。

○田畑金光君 先ほど来宮澤君からい
ろいろ御發言がありましたのですが、
私聞いておりましたね、ちよつと問題
が小さ過ぎやせんかというやうな感じ
を持つのです。ただ併し御質問の趣旨
は、或いはこの委員会の運営について
の根本的な本質にかかると、こうい
うやうな趣旨で御質問なさつておるか
も知れませんが、ただ私がさつきから、
今朝ほどの井上君の質問に対してこれ
を取上げなかつたということは、非常
に必要以上に神経質にこれを考へられ
ておるやうに感じます。私もそういう
考へ方で井上君が發言を求めた、私が
あとから發言を求めて、私に指した。
かういふやうなことが、委員長の議事
運営についての何か事をかまえた故意
の措置であるというやうな御解釈であ
るとなると、これは非常に行過ぎじや
ないか、ということとは、私自身若しそ
ういふやうなことを以て委員長の故意
な措置であつたとするならば、今まで
何回も私も委員長に質問を求めて
かやうな場合を経験しておるのです。
現にあなただは出席してゐなかつたか
も知れませんが、先般私も色をなして委
員長に食つてかかつたこともありま
す。それは私の發言に關しまして、發
言中にもかかわらず、質問進行中にか
かわらず、而も大事な問題のポイント

をこれから聞こうというときに録風会
の質問者に許した。これはやはり委員
長として、議事運営のまあその一つの
テクニク、或いはいろ／＼な周囲の
情勢からして發言の順序が前後する場
合もあり得ると思ひます。これは私
今宮澤君が本質的な問題に繋るやうな
考へ方で究明しておられますが、ち
つと私これは慚なやうに感ずるわけな
んです。

それと私も一つ申し上げたいこと
は、本日御承知のごとく本会議を終え
たのが十一時十分、そうして今までの
委員長及び理事打合せでは午前中質問
して、午後は公述人にスト規則法、いや
ビケ・ラインの合法性の問題について
解釈を聞こうとしておつたわけであり
ます。で、私は十二時の針を指すとき
から実は時計を見ておりました、質
問は継続中であり、而も重要な問題に
触れておる。それが更に梶原委員の質
問は一時以上以上に向つておるわけ
です。そうして問題をこの辺で打切つて
もよきやうな点もあつたわけですが、
ども、併しこの質問については、こう
申したらなんです、自由党の各位は
質問の促進といふことを先般非常に
心配せられ、切望して、そうしてまあ
委員長に色をなして要求されてゐるわ
けです。かういふやうな事態を私は非
常に尊重しまして、そうして飽くまで
まあ委員長及び理事打合せでは午前
中といふことだつたが、すでに本日は
十二時四十分を越えていたのです。そ
こまで私は黙つて見ていたのです。そ
う経過を振り返つてみますと、梶原
委員も重要な一歩掘り下げた問題はこ
の次に保留して、そうして事実につ
いての当局の説明を願ひたい、そうして

丁度問題が切りを付けるに適當なところに来たので、私は発言を求めておるのであります。決して議事の引延し等を策するとか或いは他意あつてそうやつたわけじゃないし、又私はあの経過を振り返つたとき、委員長のなされたことは決してそういうあなたの御心配なさるような、委員会の運営について本質的な問題に触れることじゃない、こう私は察せられますし、どうかその点は御了解願つて、今の問題はこれ以上掘り下げても、私自身むしろ問題が瑣末に過ぎて、ちよつとこういうようなところで質問し、応答するには余り問題が私小き過ぎるような感じがしますので、私の感じを申し上げます、どうかこの辺で御了承を願いたい、かように要望するわけです。

○委員長(栗山真夫君) 本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十七分散会

昭和二十八年八月二十七日印刷

昭和二十八年八月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局